

田野畑村過疎地域持続的発展計画

〔新計画〕

〔令和4年3月変更〕

令和3年度～7年度

岩手県 田野畑村

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	田野畑村の概況	1
ア	村の諸条件	1
イ	過疎の状況	2
ウ	今後の発展の方向	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
ア	人口の推移と動向	4
イ	産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	7
ア	行政の状況	7
イ	財政の状況	7
ウ	公共施設整備の現況と動向	8
(4)	持続的発展の基本方針	11
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	12
ア	人口の目標	12
イ	社会動態・自然動態の目標	12
(6)	計画の達成状況の評価	12
(7)	計画期間	12
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1)	現況と問題点	14
ア	移住・定住の促進	14
イ	地域間交流の推進、人材育成	14
(2)	その対策	14
ア	移住・定住の促進	14
イ	地域間交流の推進、人材育成	15
(3)	計画	15
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	15
3	産業の振興	16
(1)	現況と問題点	16

ア	農業	16
イ	林業	16
ウ	水産業	17
エ	商業	18
オ	製造業・建設業	19
カ	就業の促進	19
キ	観光	19
(2)	その対策	20
ア	農業	20
イ	林業	21
ウ	水産業	21
エ	商業	22
オ	製造業・建設業	22
カ	就業の促進	22
キ	観光	22
(3)	計画	23
(4)	産業振興促進事項	24
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	24
4	地域における情報化	25
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	25
(3)	計画	25
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	26
5	交通施設の整備、交通手段の確保	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	29
6	生活環境の整備	30
(1)	現況と問題点	30
ア	水道施設	30
イ	下水道施設	30

ウ	ごみ処理	30
エ	し尿処理	31
オ	消防・防災	31
カ	住宅	31
(2)	その対策	32
ア	水道施設	32
イ	下水道施設	32
ウ	ごみ処理	32
エ	し尿処理	32
オ	消防・防災	33
カ	住宅	33
(3)	計画	34
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	34
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	35
(1)	現況と問題点	35
ア	少子化対策及び児童福祉	35
イ	高齢者福祉	35
ウ	障がい者福祉	35
エ	母子福祉	36
オ	民間福祉活動	36
(2)	その対策	36
ア	少子化対策及び児童福祉	36
イ	高齢者福祉	36
ウ	障がい者福祉	37
エ	母子福祉	37
オ	民間福祉活動	37
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	37
8	医療の確保	38
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	38
(3)	公共施設等総合管理計画との整合計画	38

9	教育の振興	39
	(1) 現況と問題点	39
	ア 就学前教育	39
	イ 学校教育	39
	ウ 社会教育	39
	エ 社会体育	40
	(2) その対策	40
	ア 就学前教育	40
	イ 学校教育	41
	ウ 社会教育	41
	エ 社会体育	41
	(3) 計画	42
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
10	集落の整備	43
	(1) 現況と問題点	43
	(2) その対策	43
	(3) 計画	43
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
11	地域文化の振興等	44
	(1) 現況と問題点	44
	(2) その対策	44
	(3) 計画	44
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44
12	再生可能エネルギーの利用の促進	45
	(1) 現況と問題点	45
	(2) その対策	45
	(3) 計画	45
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	46
	(1) 現況と問題点	46
	(2) その対策	46

（３）計画	46
（４）公共施設等総合管理計画との整合	46
添付 事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分	47

1 基本的な事項

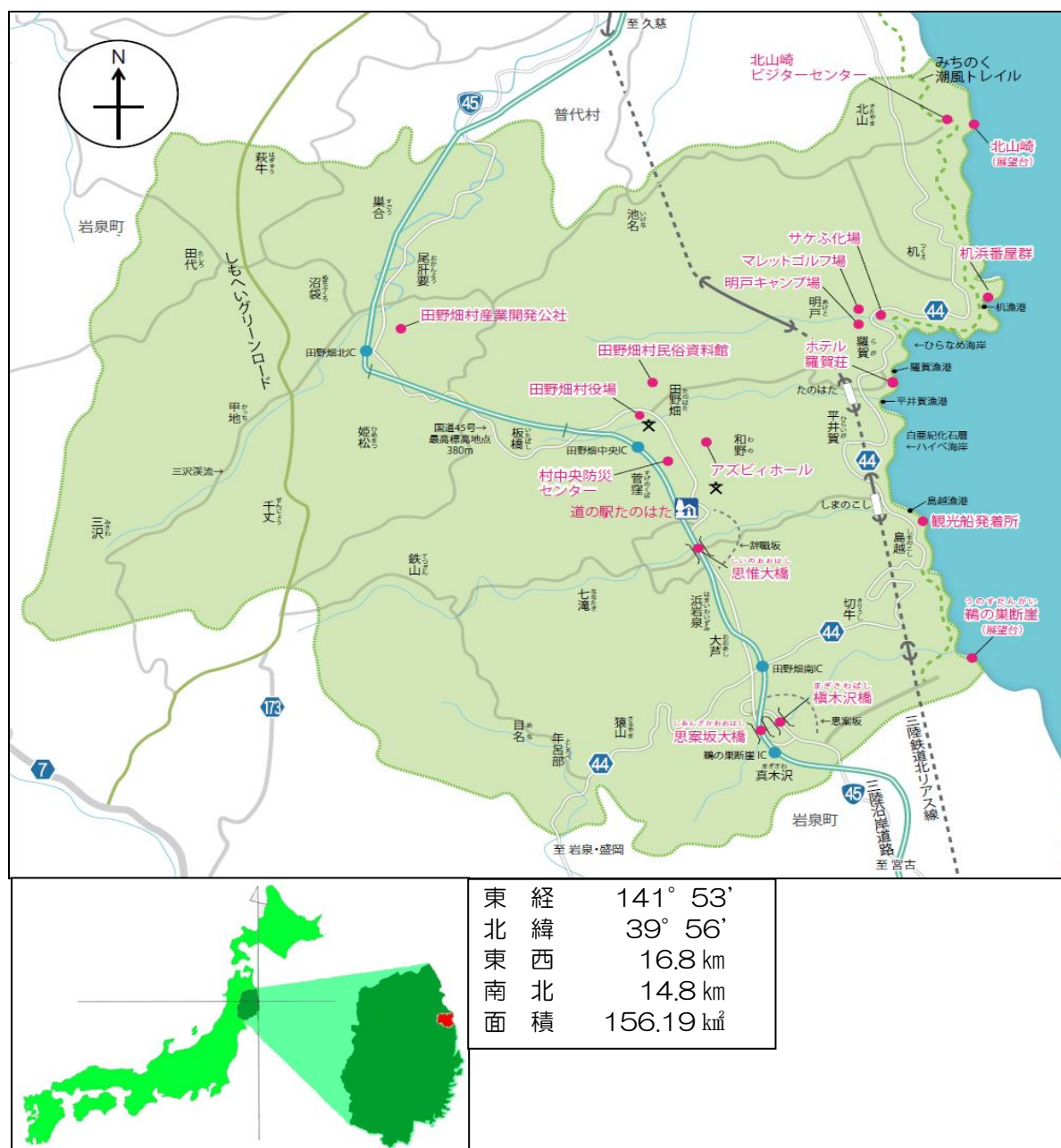
(1) 田野畑村の概況

ア 村の諸条件

① 立地および自然

本村は岩手県北部沿岸に位置し、南と西側は岩泉町に、北側が普代村に接し、東は太平洋に面した東西約17km、南北約14km、面積156.19 km²の臨海型の山村である。地形は西に北上山系のなだらかな山々が連なり、東は平坦な丘陵地から海岸部で海に大地が落ち込む断崖の海岸線を形成し、「北山崎」や「鵜の巣断崖」など三陸海岸の景勝地を有している。山地から海へ注ぐ河川は深い溪谷を切り刻み、下流域では狭い入江となっている。

平地はわずか16%足らずで、ほとんどが山林である。気象は海洋の影響を多く受け、6月～8月にかけてはヤマセと呼ばれる北東風が吹き、通年で冷涼な気候となっている。



② 歴史および社会的条件

明治22年4月の町村制施行に際し沼袋村、浜岩泉村、田野畑村の3村が合併し現在の田野畑村が誕生した。以来、農林業や沿岸漁業を中心とした開発に幾多の先人の努力がなされてきたが、その険しい地形など厳しい自然条件に阻まれ、外部に対してはもちろん、村内の集落間でも閉鎖的社会生活を余儀なくされていた。

しかし、昭和40年の国道45号榎木沢橋の開通、昭和47年国道45号の全線開通、続く昭和59年の思惟大橋の開通及び三陸鉄道の開業、令和3年7月には三陸沿岸道路の村内全区間が開通するなど道路交通基盤の整備が着実に進められ、村内外の交流が促進されている。平成23年3月に発生した東日本大震災の津波は、沿岸域の集落を呑み込み、道路・鉄道・漁港等インフラのみならず、住民の生活や生業、水産や観光など主要な産業に甚大な被害や影響を及ぼした。震災から10年が経過し、東日本大震災田野畑村災害復興計画を基に取り組んできた復旧復興事業は、概ね完了となった。

③ 経済的条件

昭和初期までは、村民のほとんどが第一次産業に従事し、自給自足的な経済活動を営んでいた。本村では地理的条件等により企業誘致が困難だったことから、第三セクター方式による観光事業及び農林水産加工、流通販売分野で起業化を進め、観光客誘致による地域消費の拡大や農林水産物の付加価値化や流通化など地域の経済活性化対策を図った。道路や情報網の整備が着実に進められ、平成22年に入り自動車部品や老人福祉分野の3社の誘致や新たに第三セクター1社を起業し、令和3年には道の駅たのはた「思惟の風」がリニューアルオープンした。事業者への雇用拡大支援措置等により、第二次産業及び第三次産業など幅広い分野での産業振興と雇用機会の改善が図られたが、村民所得は依然として低く県平均のそれと大きな開きがある。

イ 過疎の状況

① これまでの対策

昭和35年から45年にかけて国の高度経済成長に併せて人口が著しく減少し、昭和45年には過疎地域対策緊急措置法による過疎地域の指定を受け、交通通信網や産業基盤の整備、教育施設、医療施設の整備に重点をおいて積極的な施策を推進し過疎からの脱却を目指した。この結果、昭和50年には人口が増加し、昭和55年の過疎地域振興特別措置法の下では過疎指定を免れることができています。

しかし、昭和50年に増加を見せた人口は昭和55年から再び減少に転じ、また若年者比率の減少及び高齢者比率の増加により、平成2年に過疎地域活性化特別措置法による過疎地域として再び指定を受けた。これを受けて、農林水産物の高付加価値化の促進、村道、農道、漁港関連道の整備や交通体系の整備、生活環境の改善、高齢者福祉の充実、教育施設、医療施

設の整備など広範囲にわたる対策を講じてきた結果、社会基盤の整備については着実にその成果を挙げたところであるが、依然として人口の減少が続くとともに若年者比率も低く、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法で引き続き過疎地域として指定を受けた。田野畑村過疎地域自立促進計画（平成12年～平成21年、平成22年～平成27年及び平成28年～令和2年）では、一次産業新規就業者支援事業及び東日本大震災で被災した観光振興宿泊施設の復旧と運営費補助等による「産業の振興」、村道や林道の整備、移動通信用鉄塔施設やテレビ・ラジオの難視聴解消のための施設整備、友好都市交流事業等による「交通体系の整備、情報化の促進及び地域間交流の整備」、簡易水道や下水処理施設の整備及び村営住宅の整備、消防自動車整備等による「生活環境の整備」、介護サービス施設等整備臨時特例事業費補助金事業や児童等医療費扶助事業等による「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、歯科医師住宅建築事業による「医療の確保」、保育所の整備による児童福祉や女性・若者等活動促進センターの整備、育英奨学資金貸付事業等による「教育の振興」、民俗資料館史料整備による「地域文化の振興」、埋蔵文化財調査事業による「集落の整備」等各分野における自立促進の対策(施策)を講じてきた。

② 現況と今後の見通し

平成12年から講じてきた対策の結果、道路交通網等の整備が進み、急速な情報通信社会の変化への対応、各種の施設整備による高齢者福祉対策や教育の振興の充実化、村営住宅の整備等による生活環境の整備等については着実に進展がみられる。

反面、農林水産業においては高齢化や後継者不足による担い手の減少、耕作放棄地の増加や漁獲量の減少、新型コロナウイルス感染症の影響による経済不況や観光消費の低迷など本村の各分野の産業は厳しい状況である。

人口の動向については、高齢者比率が令和元年に40%を超え、学卒者を中心とした若年層の村外への流出、出生数が平成21年には10人台となるなど、少子高齢化が急速に進展し依然として減少傾向への歯止めがかかっていない。

これら田野畑村を取り巻く社会・経済情勢の大きな変化を的確にとらえ、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なむらづくりを進めていく必要がある。

ウ 今後の発展の方向

今後については、田野畑村総合計画(平成23年～令和3年)で掲げた、環境・生活・学習・産業・交流・交通の6つの分野ごとに設定した村の発展や将来像の実現に向け、恵まれた自然や風土など地域資源やこれまでに整備した社会資本の効果的活用を図るとともに、震災等により遅れが見られる地域の持続的発展のための各種施策を展開していくものとする。

目指すべき将来像(村の社会経済的発展)	
環境	豊かな自然と共生し暮らしに安らぎのある村
生活	安全で生き生きとした生活が営まれ笑顔あふれる村
学習	ふるさとに愛着を抱き人間性豊かな人材を育てる村
産業	地域資源を活用した産業間連携が盛んで働きがいのある村
交流	多様な交流を大切にし 心ふれあう村
交通	誰もがどこにも容易に移動でき連携が深まる村

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

総人口は国勢調査によれば、表1-1(1)のとおり昭和35年をピークに昭和40～45年の減少率が最も高く、昭和50年～60年の減少率は鈍化の傾向にあった。しかし、平成2年～27年にかけては減少率が再び高い傾向となっており、昭和35年の総人口6,585人に対し平成27年時点では3,466人となり3,119人(47.3%)減となった。

年齢階層別人口については、0歳～14歳の減少率に歯止めがかからず、特に平成17年～27年にかけては33%超となり少子化が加速している。逆に高齢者人口は増加の一途をたどり、平成27年の高齢者比率は37.3%と、村民の3人に1人が65歳以上の高齢者で占められており、少子高齢化による地域の活力の低下が懸念される状況にある。

今後の人口の見通しについては、表1-1(2)のとおり、人口は減少を続け、令和12年(2030年)には2,502人、令和22(2040年)には1,909人、令和27年(2045年)には1,632人まで落ち込むものと推計されている。

イ 産業の推移と動向

村の産業構造は、昭和35年頃までは村民のほとんどが水産業や農業など第一次産業に従事していたが、その大半は流通を伴わない地域消費的な営みであった。昭和50年代以降は道路や橋梁などのインフラ整備によって交通事情が徐々に改善され、加工や流通などの二次産業化が広まった。昭和期後半から始まった国民的なレジャーブームや三陸鉄道の開業に合わせ、自然の恵みである海岸の景観美や地産食材の新鮮な味覚をPRしたことで観光客が増加し、大型観光ホテルの増築、民宿や旅館、観光タクシー等サービス業の起業など第三次産業化が進み現在に至っている。

就業人口については表1-1(3)のとおり、第一次産業の就業人口比率は、昭和35年は83.8%であったが高い減少率で推移し平成12年には24.1%となった。その後、不安定な生産者価格対策など施策を講じてきた結果、平成22年には26.4%と微増となったものの後継者や担い手の不足により平成27年は24.4%と減少に転じている。第二次産業の就業人口比率は、昭和35年は4.6%で、その後、個人事業者の起業が進み昭和50年には30.3%まで増加したが、平成初期のバブル崩壊と長引いた平成不況により、精密部品やアパレル業の下請事業者が廃業した

結果、平成 22 年には 27.6%と減少に転じた。その後自動車部品製造業の工場誘致があったものの、平成 27 年には 26.8%と減少し続けている。第三次産業の就業人口比率は、昭和 35 年には 11.6%であったが、平成 22 年には 46.0%、平成 27 年には 48.8%となっており、大幅な増加を示し観光やレジャーを中心としたサービス業は今後も村の産業や地域振興を牽引していくものと思われる。この間、総就業者数については、昭和 35 年の 3,403 人から平成 27 年 1,738 人へと差し引き 1,665 人(51.1%)も減少している。これは、少子高齢化や高校就学時の村外流失、その後の村外定着による人口減少が主な要因と考えられる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,585	人 6,159	% △6.5	人 5,412	% △12.1	人 5,559	% 2.7	人 5,225	% △6.0
0 歳～14 歳	2,666	2,290	△14.1	1,844	△19.5	1,580	△14.3	1,407	△10.9
15 歳～64 歳	3,529	3,449	△2.3	3,099	△10.1	3,462	11.7	3,241	△6.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,498	1,260	△15.9	983	△22.0	1,074	9.3	849	△20.9
65 歳以上(b)	390	420	7.7	469	11.7	517	10.2	577	11.6
(a) / 総数 若年者比率	% 22.7	% 20.5	—	% 18.2	—	% 19.3	—	% 16.2	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 5.9	% 6.8	—	% 8.7	—	% 9.3	—	% 11.0	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年度	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,199	% △0.5	人 5,019	% △3.5	人 4,806	% △4.2	人 4,529	% △5.8	% 4,241	% △6.4
0 歳～14 歳	1,276	△9.3	1,035	△18.9	840	△18.8	643	△23.5	575	△10.6
15 歳～64 歳	3,238	△0.1	3,159	△2.4	2,922	△7.5	2,704	△7.5	2,392	△11.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	768	△9.5	757	△1.1	669	△11.6	589	△12.0	475	△19.4
65 歳以上(b)	685	18.7	825	20.4	1,044	26.5	1,182	13.2	1,274	7.8
(a) / 総数 若年者比率	% 14.8	—	% 15.1	—	% 13.9	—	% 13.0	—	% 11.2	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 13.2	—	% 16.1	—	% 21.7	—	% 26.1	—	% 30.0	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増加率	実数	増加率
総数	人 3,843	% △9.4	人 3,466	% △9.8
0 歳～14 歳	455	△20.9	385	△15.4
15 歳～64 歳	2,087	△12.8	1,789	△14.3
うち 15 歳～ 29 歳(a)	363	△23.6	301	△17.1
65 歳以上(b)	1,301	2.1	1,292	△0.7
(a) / 総数 若年者比率	% 9.5	—	% 8.7	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 33.9	—	% 37.3	—

表1-1(2) 人口の見通し(国立社会保障人口問題研究所による将来推計人口)

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総 数	人 3,466	人 3,135	人 2,811	人 2,502	人 2,200	人 1,909	人 1,632
男	1,719	1,561	1,410	1,265	1,121	980	846
女	1,747	1,574	1,401	1,237	1,079	929	786

表 1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,403	人 3,018	% △11.3	人 2,667	% △11.6	人 2,730	% 2.4	人 2,656	% △2.7
第一次産業 就業人口比率	83.8% 2,853	79.7% 2,404	—	67.2% 1,793	—	47.5% 1,296	—	43.9% 1,167	—
第二次産業 就業人口比率	4.6% 156	6.2% 188	—	13.8% 368	—	30.3% 826	—	27.1% 719	—
第三次産業 就業人口比率	11.6% 394	14.1% 426	—	19.0% 506	—	22.2% 608	—	29.0% 770	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,569	% △3.3	人 2,545	% △0.9	人 2,423	% △4.8	人 2,079	% △14.2	人 1,847	% △11.2
第一次産業 就業人口比率	39.1% 1,005	—	33.1% 843	—	28.2% 682	—	24.1% 501	—	24.7% 456	—
第二次産業 就業人口比率	27.1% 695	—	31.1% 792	—	34.8% 844	—	33.2% 690	—	30.2% 558	—
第三次産業 就業人口比率	33.8% 869	—	35.8% 910	—	37.0% 897	—	42.7% 888	—	45.1% 833	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,776	% △3.9	人 1,738	% △2.1
第一次産業 就業人口比率	26.4% 467	—	24.4% 424	—
第二次産業 就業人口比率	27.6% 489	—	26.8% 465	—
第三次産業 就業人口比率	46.0% 815	—	48.8% 849	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

行政運営に当たっては「対話の村政」の推進を重視し、村民の意見要望を可能な限り取り入れ、村民と行政が一体となった村づくりを進めている。また、平成16年度から本格的な住民自治の取り組みをスタートさせ、住民と行政の役割分担と協働による地域づくり、村づくりを進めている。さらに、地域担当職員制度やアンケートの実施、広報紙の活用などにより住民参加を促しながら、村民主導の行政推進のため、各地区自治会手づくりの「地域づくり計画」を村の総合計画等に吸い上げるなど、企画段階から村民の参加を図っている。なお、行政機構は図1のとおりで職員数64人、これには東日本大震災後に採用した任期付き職員10人と災害による膨大な復興事業に対処するための、他自治体からの派遣職員1人が含まれている。職員1人に対する村民の数は約50人となっている。

東日本大震災以前までは、地方分権の推進にともない、地域における自主的・主体的な取り組みがますます重要となる中でこれに対応するため、情報の公開、行財政改革による事務事業の見直し、職員の能力向上、外部委託等の合理的かつ効率的な行政運営を一層推進するとともに、各施策の実施に当たっては、行政のあらゆる分野に住民視点を優先した行政運営を推進してきたが、発災により行政の基本的な住民サービス機能が一時的に停滞や混乱した。東日本大震災による災害復旧や復興関連事業は概ね完了したが、令和元年台風第19号災害の復旧事業など建設土木系の復興事業を中心に業務量は依然膨大な状態であり、且つ、対応する専門職が不足している状況は続いている。今後は、効率的な行政組織体制の確立や、住民と行政との役割分担と協働による住民自治の再構築、行政の担うべき役割の重点化を図るとともに、新たな歳入確保と徹底した歳出削減に向けた取り組みによって持続可能な行政運営の確立を図ることが必要である。

イ 財政の状況

財政状況については、令和2年度をもって概ね東日本大震災による災害復旧や復興関連事業が完了したことにより、歳入歳出額ともに震災前の平常時の規模に戻りつつある。しかしながら歳入においては、表1-2(1)のとおり財政力指数が0.16と、従来と変わらず財政基盤が弱く、特に令和元年度決算に見られるように自主財源の根幹をなす村税は歳入総額に占める割合が4.0%にとどまり、また歳入総額の64.3%を地方交付税、国県支出金、村債に依存しなければならない状況にあることから、行財政改革に引き続き取り組んでいかなければならない。歳出については、平成22年度までは人件費、公債費などの義務的経費の占める割合が30%程度と高く、財政の硬直化が顕著な状態であったが、平成23年以降は東日本大震災災害復旧や各種復興事業による投資的経費が膨れ上がったことによりその比率は一時的に下がっている。

本村においては、従来から財源の適正な確保、経常的経費の節減、事務事業の見直しなどにより、村政課題の克服のため生産基盤、生活環境の整備等を柱として財政投資を行い、各々の領域で成果を収めながら平成16年度から継続してプライマリーバランスの均衡を保持してき

たところである。しかし、令和元年度から2年度にかけては学校給食センター整備事業、防災行政無線デジタル化整備事業、道の駅たのはた整備事業などの大規模投資事業を行い、多額の起債を発行したことから令和5年度以降において元利償還金の支払いが増加し、財政状況は更に厳しさが増していく見通しである。

今後においても、人口減少に伴う村税や地方交付税の減少など歳入の逓減が見込まれる中で、令和元年台風第19号災害の復旧事業を確実に進めながら、またそれ以外の部分においては、各施設の配置、職員数と行政組織体制、事務事業のあり方、受益者負担の適正化などを図り、歳入に見合った歳出規模に抑えることを基本とし、持続可能な財政運営に努めるものとする。

ウ 公共施設整備の現況と動向

主要な公共施設の整備状況は表1-2(2)のとおりであり、村道の改良・舗装率及び水道普及率は県平均を上回っている。これまでの過疎対策事業において、水産物供給基盤整備や漁業集落の排水処理施設など産業振興や生活環境整備、高齢者福祉施設の整備や教育施設の整備に努めてきたところである。

今後は、上下水道や公営住宅等、定住促進や生活環境改善施設の整備、教育振興や村民の健康増進を目的とした施設整備などを促進しなければならない。

表 1-2(1) 財政の状況

単位：千円

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年
歳入総額 A	4,411,574	11,035,079	6,964,141
一般財源	2,436,211	3,634,812	2,750,552
国庫支出金	289,051	925,036	1,274,910
都道府県支出金	539,546	766,816	213,046
地方債	482,432	245,298	643,640
うち過疎債	265,500	102,300	238,300
その他	664,334	5,463,117	2,081,993
歳出総額 B	4,047,465	9,861,466	6,290,548
義務的経費	1,261,864	1,364,069	1,253,681
投資的経費	437,464	5,045,198	2,155,971
うち普通建設事業	373,022	4,326,409	1,242,585
その他	1,588,060	3,276,665	2,562,997
過疎対策事業費	760,077	175,534	317,899
歳入歳出差引額 C (A-B)	364,109	1,173,613	673,593
翌年度へ繰越すべき財源 D	222,842	798,118	400,777
実質収支 C-D	141,267	375,495	272,816
財政力指数	0.13	0.13	0.16
公債費負担比率	19.0	9.7	12.4
実質公債費比率	11.6	9.0	8.7
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.2	84.3	93.6
将来負担比率	59.4	—	—
地方債現在高	4,785,500	4,420,478	4,404,432

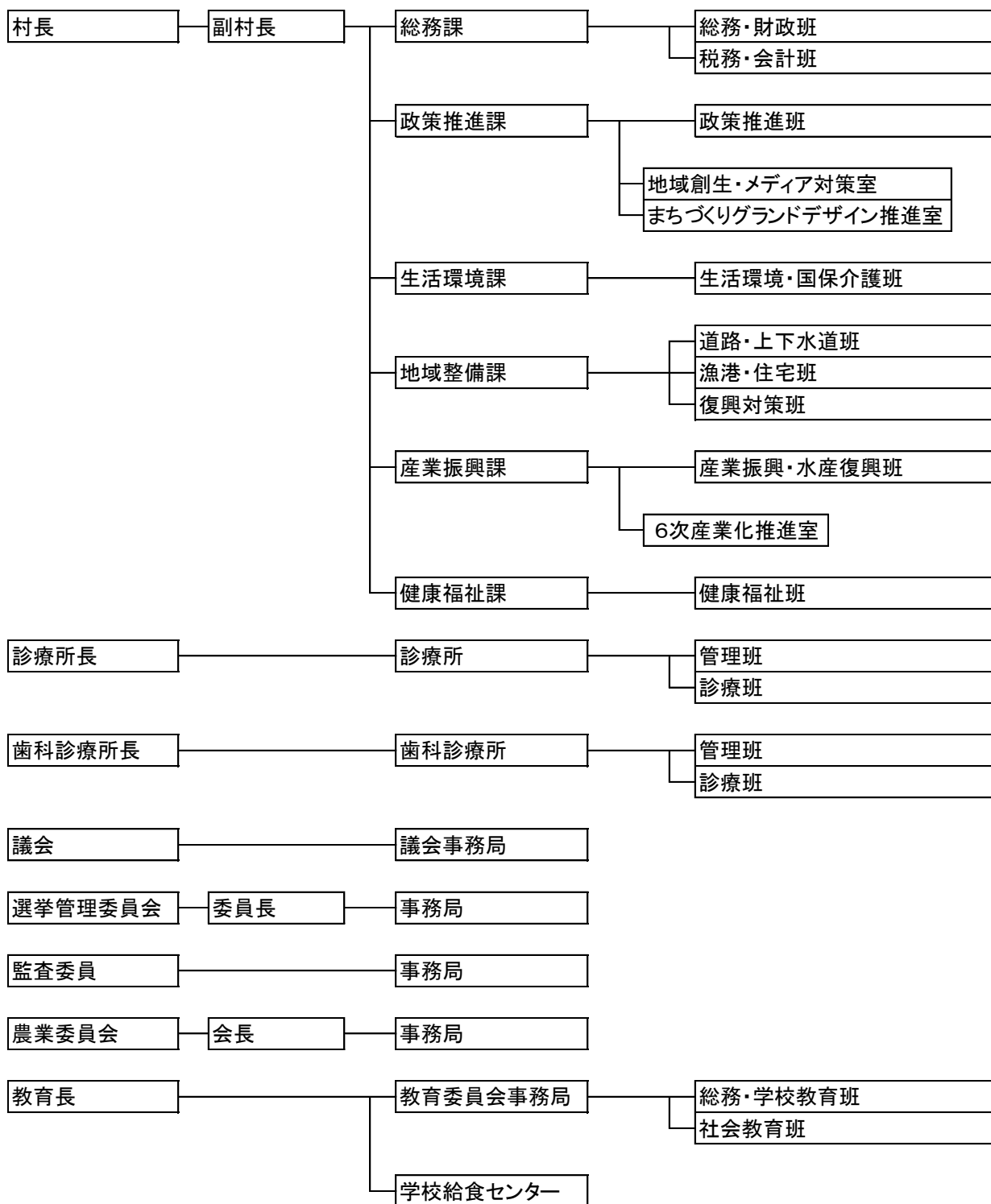
表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	47.3	60.5	64.0	64.5	69.7
舗装率 (%)	40.0	66.7	71.0	77.8	82.5
農道					
延長 (m)	9,984	—	—	—	4,632
耕地 1 ha 当り農道延長 (m)	49.9	16.8	18.6	17.7	
林道					
延長 (m)	19,087	21,539	21,539	21,539	23,466
林野 1 ha 当り林道延長 (m)	2.1	2.7	2.7	2.6	
水道普及率 (%)	50.0	61.4	77.6	※1	97.6
水洗化率 (%)	—	4.8	23.4	※2	44.0
人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床)	5.0	5.0	5.0	0	0

※1 平成 22 年度末の水道普及率については、東日本大震災発生によりデータ欠落

※2 平成 22 年度末の水洗化率については、東日本大震災発生によりデータ欠落

【図1】行政機構図(R3.4.1現在)



(4) 持続的発展の基本方針

これまでの過疎法に基づく過疎対策によって、住民生活を下支えする交通基盤や情報通信基盤の整備、上下水道等の生活環境の整備、医療・介護・福祉の確保、産業の振興等に一定の成果が上がってきている。

また、地域資源を活用した産業振興施策の推進や体験型観光による都市等との地域間交流の促進が図られるなど着実にその成果を挙げているところである。

しかしながら、長引く経済不況の影響と相まって、基幹産業である農林水産業の景況低迷、人口の減少と若年者の流出は続き、少子高齢化が急速に進行し地域社会の活力低下が懸念される状況にある。

本村では、田野畑村総合計画(平成23年度～令和3年度)の基本目標である「人と自然が織りなす心豊かな協働の村 たのはた」の実現をめざして村づくりを推進しているところであり、この基本目標を達成するため6つの分野において地域の目指すべき将来像を設定し、それぞれ必要な施策の展開を図ることとしている。

この田野畑村過疎地域持続的発展計画においても、村総合計画の基本目標である「人と自然が織りなす心豊かな協働の村 たのはた」を基本目標として捉えることとし、6つの分野による過疎地域持続的発展への方向性を示すものである。

これにより、村総合計画との整合性を図りながら、本村を取り巻く社会・経済情勢の大きな変化と村の現状と課題を的確にとらえ、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応するとともに、過疎地域の直面する課題である、移住・定住・地域間交流の促進、産業の振興、地域における情報化、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興等について具体的方向性を定め、もって過疎地域である本村の持続的発展を図ることとする。

村の目指すべき将来像

I 「豊かな自然と共生し 暮らしに安らぎのある村」

優れた海岸景観や多面的機能を持つ山林原野、里地里山などの豊かな自然環境を保全するとともに、生活排水の適正処理、リサイクル活動などごみの減量化と省エネルギーの推進による地球環境問題に対する意識向上、トイレ水洗化の普及など憩いと安らぎのある快適環境のむらづくりを進める。

II 「安全で生き生きとした生活が営まれ 笑顔あふれる村」

だれもが心身ともに健康で豊かな人生を送るために、保健・医療・福祉の連携をより一層強化し、健やかに産み育てるための子育て環境の充実を図るとともに、病気の早期発見・早期治療に努め、住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる笑顔あふれるむらづくりを進める。

III 「ふるさとに愛着を抱き 人間性豊かな人材を育てる村」

一村一小中学校となった利点を生かし、「子どもは地域の宝」として特性を生かした地域活動の中で社会性をはぐくむとともに、産業や福祉、地域コミュニティ、スポーツ、文化、芸能など多様な社会活動を支え、国際化と情報化が進む中でもふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな人材を育成するむらづくりを進める。

Ⅳ 「地域資源を活用した産業間連携が盛んで働きがいのある村」

村の基幹である第一次産業のさらなる振興と担い手の確保に努めるとともに、地域資源を活用した体験型観光と産業間連携の推進、推奨作目の増産、誘致企業での雇用の拡大と所得向上を図るなど、働きがいのあるむらづくりを進める。

Ⅴ 「多様な交流を大切にし 心ふれあう村」

日常生活を送るうえで基本となっている地域コミュニティによる社会活動と課題解決に向けた取り組みを支援するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を推進するため積極的な情報発信に努め、世代間、地域間、市町村間、都市住民などとのつながりを大切にしたい心ふれあう交流のむらづくりを進める。

Ⅵ 「誰もがどこにも容易に移動でき 連携が深まる村」

地域経済や日常生活を支えるだけでなく、救急患者の安全輸送や災害時の緊急物資輸送の基盤となる道路網の整備促進と適正な維持管理に努めるとともに、効率的で利便性が高く、安定した公共交通サービスを提供し、移動が容易で連携が深まるむらづくりを進める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、本村の持続的発展に関する目標は次のとおりとする。

ア 人口の目標

	基準値 R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
人口（人）	3,059	3,007	2,956	2,906	2,856	2,807

イ 社会動態・自然動態の目標

社会動態の目標	社会減0人をめざす
自然動態の目標	合計特殊出生率2.07以上の水準で維持することをめざす

(6) 計画の達成状況の評価

計画の進捗・管理については、毎年度のPDCAサイクルの徹底により施策や事業の成果や効果を検証し、年に1回、関係各課等から各施策の評価結果の報告を受け、次年度の取組みについて活用する。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村では、現在、公共施設等の老朽化に伴う安全対策や、将来にわたる維持更新費用の負担が大きな課題となっている。また人口減少等により、今後公共施設等の利用需要の変化も予想されている。

こうした中で、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図る取り組みを進めていく。

具体的には、公共施設等を行政、文化、福祉、教育等の「建築物系施設」と道路、河川、上下水道等の「都市基盤系施設」に分け、保有状況、保有割合、築年数・耐震性別の状況の詳細を把握し、人口の推移と見通し及び財政の状況と見通しと公共施設等の維持更新費用の見通しを照らし合わせ、維持更新費用に充当可能な財源の見込み額を試算した。

試算の結果、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として次の方針に基づき取り組む。

① 公共施設等は原則として増やさない

人口減少や厳しい財政状況が続く中で、新たな施設の建設費用や維持更新費用を負担していくのは現実的には非常に困難であることから、公共施設等を原則として増やさないことを前提に取り組む。仮に新たな施設の必要性が生じたとしても、集約化や複合化などを積極的に進めることで総量の削減や抑制を図り、村の人口規模や財政規模に見合った持続可能な施設管理を行う。

② 既存の公共施設等をできるだけ長く使う

公共施設等の更新の際には大規模な財政負担が伴うことから、施設をできるだけ長く使うことを基本に取り組む。老朽化している施設を計画的に保全し、供用可能期間を延ばす取り組み、いわゆる長寿命化を行うことで、更新に伴う財政負担の軽減や平準化を図る。

なお、基本方針に基づき、公共施設等の長寿命化や統合、廃止に取り組み、施設総量の削減目標を40年間で16%（10年間で4%）削減することを目標とする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

本村の総人口は、昭和35年をピークにその後は減少の一途をたどっている。人口の減少は、村内の各産業の発展を妨げるとともに、集落等地域のコミュニティ活動、消防等防災や安全活動の維持を困難にするとともに、社会保障や公共施設の整備や維持など公共サービスの低下に繋がることから、人口減少の要因を明確にしたうえで現状から将来にわたる人口ビジョン(目標)を策定し、その目標の達成のため、結婚・出産・子育てに関する施策のほか、村外からの移住者受入れや村出身者の定住促進に取り組まなければならない。

イ 地域間交流の推進、人材育成

本村では、平成9年2月に友好町村の締結をした埼玉県旧川本町との文化交流事業が深谷市との合併後も継続され、平成27年4月には新たに青森県藤崎町と友好町村締結をするなど、地域間の住民交流を広げている。

大学との交流においては、長きに渡り交流を続けてきた早稲田大学と相互に協力し、学術・文化・地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として、平成30年3月に田野畑村と早稲田大学との協働連携に関する協定書を締結し、村が抱える様々な問題に対して、学生が解決策を提案する実践型のワークショップ等が行われている。また、他の大学との交流も行われており、岩手県立大学は島越地区の祭りへ継続的に参加し、村民との交流が図られている。

村出身者で構成する「在京田野畑村ふるさと会」、村立小中学校への奉職者やむらづくり基金への協力者等の「特別村民」など、縁を大切に交流が続けられており、「懐かし村民」制度では、会費を納めた会員に対し、年間を通し村の特産品や情報を届けている。

観光分野では、通過型から滞在型へのシフトを図るため、平成15年から体験型観光を推進し実践している。村民が体験プログラムのインストラクターを務めることで、観光客や修学旅行生と交流が行われている。

近年のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の発展により、情報の入手手段が変化している。本村では、Facebook、Youtubeの他、令和2年からInstagramの運用を開始し、情報化社会に即した情報発信を行っている。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- ① 公営住宅の整備や空家リフォーム補助金など移住・定住者用住宅の確保を図る。
- ② 空家バンク情報の提供や「お試し生活体験」等の支援を行う。
- ③ 村内産業への就業や地域コミュニティへとけ込むための支援を行う。

イ 地域間交流の推進、人材育成

- ① 深谷市や藤崎町との友好交流事業では、子供から高齢者までの各世代、各産業や企業団体を含めた多様な事業や連携を図っていく。
- ② 大学等との連携の中で、村が抱える様々な問題の解決策を模索していく。
- ③ 懐かし村民事業や、村出身者を通じた故郷のPRなど、田野畑村ファンの拡大を図る。
- ④ 豊かな自然環境や地域文化等の地域資源を活用した体験メニューと着地型旅行商品の充実を図り、観光客の滞在と交流活動への参加を推進する。
- ⑤ SNSを通じ、イベント情報や村の旬な情報を発信することで、交流人口拡大を図る。
- ⑥ 地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の育成・確保を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的发展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続发展 特別事業 移住・定住	移住定住促進住環境整備支援事業 補助金	村	
		たのはた居住体験事業 補助金	村	
	地域間交流	教育旅行誘致支援事業 補助金	村	
	(5) その他	友好町村交流事業 物産交流	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本村の農家数は、昭和50年の796戸から平成2年は575戸、平成12年は376戸、平成22年は361戸、令和2年は233戸と推移し、早いペースで減少している。農業就業人口についても、昭和50年の1,066人から令和2年は126人と激減しており、さらに農業就業者の高齢化や後継者不足が進行し、農業就業構造の弱体化が顕著で、農業の近代化を進めるうえで大きな課題となっている。経営耕地面積は、昭和50年の904haから令和2年は369haと激減し、遊休農地等の増加がみられる。

農業産出額や出荷量については、大規模経営体の育成や農業生産法人の新規参入により増加しているものの、0.5ha未満の小規模経営体の減少が農業だけでなく地域活力の衰退につながっていることから、担い手の育成や経営規模に合った小規模でも高収入に繋がる推奨園芸作目の導入等が課題となっている。

また、農業生産法人や第三セクターの設立により菌床しいたけの産地化が図られてきたが、今後は東日本大震災による原発事故後の風評被害や輸入菌床の影響に伴う単価の下落から脱却し経営維持をしていくこと、雇用者の確保を図っていくことなどが求められている。

基幹となっている酪農・畜産においては、不安定な輸入飼料価格・販売価格等の影響や後継者不足等により経営体の経営中止が相次ぐなど経営環境は依然として厳しく、一戸当りの生産農業所得はここ数年横ばい傾向となっている。今後は、担い手の確保を図るため最新機器の導入整備による労働負担の軽減や、優良な自給粗飼料生産の拡大を進めるとともに、経営継続に必要な人材確保への取組など経営基盤の強化が必要である。

農業、酪農・畜産ともに、不安定な飼料や資材、販売価格が経営継続に大きな影響を与えている。さらに、有害鳥獣による被害額が平成26年の199千円から令和2年には6,787千円へと急増していることから地域と一体となった対策が求められている。

イ 林業

本村の森林面積は13,422haと村土の86%を占め、所有形態では民有林が88%で、県・全国平均を大きく上回っているが、人工林率は32%と県平均の43%を逆に下回った状況である。蓄積量については、針葉樹1,237,478m³、広葉樹1,207,952m³と着実に増加しているものの、木材不況と林業就業者の高齢化が進み、間伐等の保育施策が十分でなく、将来に渡る優良材の生産の不安要素となっている。

林家は、平成22年の443戸から令和元年には347戸と減少している。

今後においても、木材価格の低迷による収入の減少、伐採に要する経費の増加により林業経営は厳しいものと想定されている状況であるが、計画的な間伐を推進し蓄積を増加させるなど

適切な森林管理と優良材等の生産に努めるほか、間伐材等の森林資源の有効活用、自伐型施業の推進による副業としての林業経営モデルの確立、村有林、村営造林の長伐期施業への移行、森林環境譲与税を活用した森林経営管理、森林経営計画策定による民有林施業の拡大など森林組合等と連携した諸施策を展開し、林業就業者の就業環境の改善及び人材の育成と確保に積極的に取り組む必要がある。また、森林の持つ水源かん養等の機能や「里地里山」の価値とその役割にも着目し、その保全も求められる。

特用林産物については、原木しいたけ生産を基幹として栽培規模の拡大に努めてきたが、生産者の減少などによって生産量は減少傾向が続いている。平成20年頃から地元建設業者の参入や第三セクターによる菌床しいたけ生産と産地化に向けた取組が始まった。原木しいたけ、菌床しいたけともに有用な林家収入の手段であることから、生産量の維持と高付加価値化、産地化に向けた一層の取組が求められる。

ウ 水産業

かつて水産業は、村内純生産額の28.9%（昭和45年）を占め本村産業の基幹となっていたが、平成22年にはそのシェアは5.7%まで下がっている。漁業センサスによれば、個人や組合等の漁業経営体数が平成20年の122経営体から、平成30年には50経営体と59.0%減少しており、漁協の組合員数においても平成20年の370人から平成30年には290人と21.6%の減となっている。

漁獲量は自然条件に左右されるため漁家の経営状況は不安定なうえ、東日本大震災津波による収入への影響は大きく、漁獲金額別経営体を見ると、5百万円以上の漁家が平成20年から25年にかけて全体の37.7%から20.6%に減少している。

本村の漁業は、アワビやウニ及びワカメ等の天然資源の採捕と、ワカメやコンブ等の養殖、そして沖合の定置漁業及びサケ延縄漁業で構成されており、沖合に世界有数の三陸漁場をもちながら、自然条件の制約を受けて、これを活用できないという大きなハンデキャップを克服するために、漁港施設の整備をはじめ漁場整備、沿岸漁業構造改善事業などによって漁業経営の近代化、経営の安定への諸施策を積極的に推進してきたところである。しかしながら、魚価等の低迷や若者の一次産業離れによる後継者不足によって、経営体の減少と就業者の高齢化が進み、津波による水産業への甚大な被害がそれに一層拍車をかけている。

津波の被害規模は、漁港や海岸施設及びその背後集落、定置網5か統、磯建網6か統、ワカメ養殖施設720台と漁船数の9割流失などである。令和2年度末現在、漁港や海岸施設及び漁船漁具などの復旧は概ね完了しているものの、アワビやサケ等の資源の回復は震災以前の水準まで届かずにいる。

また、震災以前は、アワビやウニなどの資源の枯渇、養殖ワカメの病虫害被害、大型クラゲの来遊による定置網漁業への被害が顕著であった。

今後については、老朽化している各漁港施設の維持修繕を行うとともに、サケのふ化放流や、高級魚種であるヒラメやアワビ等の種苗放流を継続して取り組み資源の回復を図り、ワカメや

コンブなどの大型褐藻類の藻場再生に向けた取組み、水産物の加工やブランドづくりなど流通対策を含めた他産業との有機的連携による付加価値化(6次産業化)を促進し、安定的な収入確保を図る必要がある。また、漁場環境保全のため、上流山林の保全や育林、生活雑排水等の処理による水質の確保に努めなければならない。さらには、漁港施設や海面の利用調整を行い、本村の優れた観光資源や観光振興との協調を図りながら、漁村文化を通じた交流の促進によって観光客等の漁業に対する関心や理解を深めると同時に、水産物の消費拡大を図ることが重要となってきた。

エ 商業

本村の商業は、家族従業者を中心とする兼業の個人経営小売販売業がほとんどである。事業所数と従業員数の推移は、平成24年と平成28年の比較において、事業所数が27事業所から24事業所(▲3)、従業員数が95人から93人(▲2)と減少しているが、年間販売額は11億1千万円から16億2千万円(5億1千万円)と増加している。

村内の商店や飲食店等の売り上げは、近年の比較では東日本大震災からの復興に伴って回復傾向にあるが、長期的に見ると日本経済全体の長引く不況で勤め人の給与所得が伸びず、購買の客層である農林漁家等の生産者収入についても厳しかったことにより、依然として低迷しているのが現状である。

また、本村は地理的に郊外型の量販店やショッピングモールが整備されている宮古市や久慈市の商業圏内に入っているが、令和3年度に全線開通予定の三陸沿岸道路によって両市への移動時間が短縮したことや、インターネット環境が急速に普及し、手軽さと速さを売りにしたネットショッピング及び宅配サービスが広まったことで、購買力の村外流失は一気に加速している。

反面、ネットショッピングや宅配サービスの普及は、都会の大消費圏に店舗やアンテナショップを構えずとも、本村など地方からの産品やサービスを手軽に早く宣伝し届けることができることの証でもあり、今後は、大消費圏の流行や市場ニーズを素早くキャッチし、商品開発や産品供給のスキームを構築することで商機を得るなど、商売をする対象者のニーズや状態を的確につかみ、それに合わせた商業形態の柔軟性が求められている。

商業振興の中核となる商工会については、個々の加入者に対する経営診断と個別指導によって経営体質の改善を推進するとともに、後継者の育成や確保を進め事業者数の減少を食い止める役割があることから、その組織力とネットワーク性の強化を図る必要がある。

村内事業所の状況

	事業所数	従業員数 (人)	年間販売額(百万円)
平成24年	卸売業 — 小売業 27	卸売業 — 小売業 95	1,115
平成28年	卸売業 1 小売業 23	卸売業 1 小売業 92	1,625

オ 製造業・建設業

村の製造業や建設業は、平成3年までは第三セクターの設立や雇用開発促進事業による地場企業、誘致企業の事業拡大により、事業所数、従業員数、製造出荷額ともに順調に増加してきた。

製造業は、平成4年以降長期化した経済不況の影響で、木製品や電子部品製造及び縫製関連企業の撤退や倒産が相次ぐ時期があった。製造業における生産額は、平成18年には総生産額の8.4%を占めていたが、平成30年では3.5%まで落ち込んでいる。しかしながら、平成22年には自動車部品製造企業の進出、菌床製造の第三セクター会社を設立するなど、廃校利用や企業が撤退した跡地や施設の活用による企業誘致や企業立地の成果があり、減少率は穏やかに推移している。

建設業は、経済不況や公共事業の大幅削減により、従業員の削減や異業種への進出を模索するなどの厳しい時期があったものの、東日本大震災に関連した復旧復興事業や住宅建築ラッシュにより平成23年以降は受注工事量が高い水準を維持し経営も安定化している。しかしながら、復興特需も令和3年度をもって終了するため、経営安定期の今から、公共工事に頼らないビジネススタイルを確立しておく必要がある。

カ 就業の促進

本村は、地理的条件などにより企業誘致が困難であったことから、第三セクター方式による起業を図り、観光事業1社、農業畜産関係の2社、林業関係1社、酪農水産流通関係の1社を設立して農林水産物の地元消費及び付加価値化や流通販売等による経済活性化対策に取り組んできたが、林業関係1社については令和2年に解散となった。

また、雇用開発促進対策の実施や各種制度資金の充実などにより民間事業者への支援措置を拡充し、起業の促進を図ったことにより、しいたけ生産や観光分野で民間による起業が起こり、村内生産額の増加や雇用の場の確保など一定の成果を上げているところである。

今後、6次産業化や観光産業との連携をより強化して起業促進を図ることや、起業間もない事業者の経営安定化と雇用促進を図るため、優れた観光資源や多様な地域資源を生かすとともに、県や近隣市町村などの行政機関と商工会等が連携を取りながら、的確な支援制度の運用、経営指導、人材育成などに取り組んでいかなければならない。

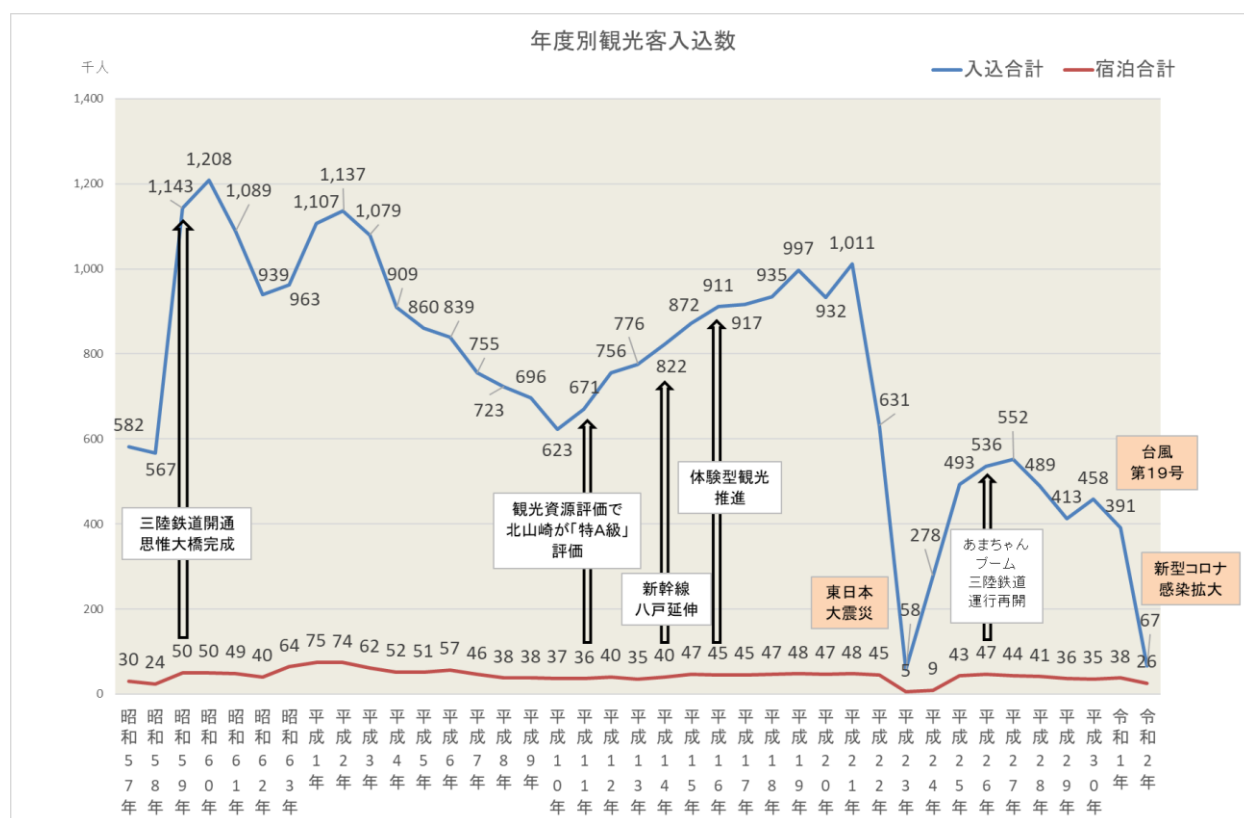
キ 観光

観光客の入込数は、昭和59年の三陸鉄道の開業、国道45号思惟大橋の開通など交通インフラの改善により画期的な伸びを示していたが、その後の長期にわたる景気低迷により、平成10年には60万人台に落ち込んだ。平成14年以降、東北新幹線の八戸や青森への延伸、また、平成16年にはこれまで主流であった観光景勝地「北山崎」や「鵜の巣断崖」への物見遊山的な通過型観光から滞在型観光へのシフトを図るため、体験型観光を精力的に展開したことにより観光

客は増加傾向に転じ、平成21年には100万人台の入り込みとなり滞在時間や域内消費についても増加した。しかし、平成23年に発生した東日本大震災により、観光ホテルや旅館等宿泊施設、観光船施設、キャンプ場のほか、体験型観光の中心であったサップ船(小型漁船)や机浜番屋群(交流体験施設)を流失、更に余震や放射能汚染などの風評被害によって観光客は5万人台まで激減した。以降は防災教育の需要の増加やNHK連続ドラマの影響により一時増加に転じたが、近年は減少の一途を辿っている。

本村の観光客入込のほとんどは5月～10月のグリーンシーズンに集中し、冬期の観光客は極端に減少する。また、沿岸部の体験メニューが主流であることから、内陸部を含めた観光素材の活用や体験メニュー開発による全村展開が必要とされ、更には、道の駅たのはたを活用した新たな観光の在り方が求められている。

令和2年には新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、観光業は大きな打撃を受けているが、その反面、県内の教育旅行やアウトドアの需要が高まっている。教育旅行の誘致活動やキャンプ、みちのく潮風トレイルなどの観光資源の活用促進など、新しい生活様式に対応した観光の在り方が必要とされている。



(2) その対策

ア 農業

- ① 土地利用型の大規模経営体は、本村の気象条件に適合する品目を組み合わせた類型、単一品目による施設園芸経営体は一定規模の施設でハウレンソウまたは菌床しいたけ等を専作栽培する類型へと誘導し、安定した生産と販売を図る。

- ② 規模拡大志向の農業経営体に対しては、作付面積および生産額を増加させるため、施設整備や機械購入に係る補助事業を展開する。
- ③ 新規就農者向けの制度等を活用し新規就農者や後継者の確保を図るとともに、経営発展に向けた、技術・経営支援を進める。
- ④ 牛糞や廃菌床の有効利用を図るため、堆肥センターの活用と耕種農家との連携を確保し、良質堆肥の安定供給と地域内循環を促進する環境への配慮を進める。
- ⑤ 農地の流動化を促進するため、遊休地や耕作放棄地を活用した栽培方法の確立、農地改良を支援する。
- ⑥ 乳製品や農産物等については、一次加工品の開発や観光施設等での食材提供による6次産業化を促進する。
- ⑦ 畜産経営基盤強化のため採草放牧地の改良、公共牧野の機能強化及び獣医師の確保対策を進める。
- ⑧ 資材高騰や不足により影響を受ける農業経営体に対し経営継続を支援する。
- ⑨ 有害鳥獣対策のため防護柵の整備、環境整備及び有害捕獲等を実施する。

イ 林業

- ① 森林経営計画の策定促進を図り、民有林の計画的な造林や間伐等の保育を推進するとともに、環境に配慮しながら有用広葉樹の有効活用を図るための施策を講じる。
- ② 健全な森林を整備していくため、森林所有者の負担軽減を図りつつ林道や作業路等の路網整備と一体となった除間伐（利用間伐）事業を推進する。
- ③ 原木しいたけの安定生産と高品質化のため、作業負荷の軽減や担い手の育成を図ると同時に、原木の確保対策や零細林家の経営維持支援を進めていく。
- ④ 村有林、村営造林後においては、計画的な間伐を推進し蓄積を増加させるなど適切な森林管理と優良材等の生産に努めるほか、自伐型施業の推進による副業としての林業経営モデルの確立、長伐期施業への移行を推進する。
- ⑤ 豊かな森林資源を活用し、薬用植物栽培技術の確立や団地化など新たな事業の導入を図る。
- ⑥ 国土保全と森林保全のため、治山、治水事業の計画的な実施に努める。
- ⑦ 間伐材の薪材供給やバイオマス燃料供給するなど、新たな有効活用策を見出し林業全体の活性化を図る。

ウ 水産業

- ① 漁家・漁協経営の安定化を図るため、サケのふ化放流、高級魚種（ヒラメ・アワビ）の種苗放流を図るとともに、ワカメやコンブ等の大型褐藻類の再生に向けた取り組みを推進する。
- ② ワカメやコンブ等養殖水揚げの安定化や品質向上のため、害虫対策や育成技術の向上を図る。

- ③ 水産品の加工やブランド化、地元観光施設での食材提供など付加価値化(6次産業化)を図る。
- ④ 後継者や新規就業者への研修や育成事業を進め、新たな漁業従事者の確保に努める。
- ⑤ 海洋資源や漁村文化と観光振興の融合による交流活動を促進し、水産物の消費拡大や安全性のPRを図る。
- ⑥ 漁場環境の保全のため、各漁港施設の維持修繕と生活排水の適正処理、森林資源の保育に努める。

エ 商業

- ① 商工会による経営体の経営診断や個別指導、経営研修、経営指導、各種講習会の開催により、商業の体質の改善や商業従事者の資質の向上に努める。
- ② 経営体については、国・県の融資制度などの導入を促進するほか、資金需要に対する村独自の融資や補給制度の効率的な運用による経営安定化支援に努める。
- ③ 情報化社会に対応した商品開発や、全国に届ける販売スキーム作りに努める。
- ④ 観光客をターゲットとした料理や商品開発を進め、観光消費の拡大を図る。

オ 製造業・建設業

- ① 企業の設備投資や運転資金は、中小企業振興資金など低利の制度資金の活用を促進する。
- ② 誘致企業の雇用拡大と経営安定化支援のため、雇用奨励補助制度や遊休施設の提供などの支援を進める。
- ③ 建設業に対しては、復興特需の終了を見込み、異業種参入への支援を図る。

カ 就業の促進

- ① 農林水産業と商工業、観光産業相互の連携のもと、6次産業化への取組みが進められていることから、この分野における起業の可能性を模索する。
- ② 少子高齢化の進行に伴い、高齢化社会のニーズに的確に対応した、保健・医療・福祉関連サービス業や健康サービス業等の起業や振興の可能性を模索する。
- ③ 新たな産業や業種への積極的な展開を目指す意欲と創造性にあふれた起業家の育成や地域資源の活用を図るコミュニティビジネスを奨励し推進するため、各種制度の導入や新たな支援制度の検討を図る。

キ 観光

- ① 北山崎や鵜の巣断崖などに代表される優れた海岸景勝と、本村の歴史や生活文化を活かした体験プログラムの提供によって観光誘客の拡大を図る。
- ② 観光客の滞在による観光消費を増大するため、宿泊収容能力の維持に努めるとともに、6

次産業化による観光や食のブランド化を推進する。

- ③ 沿岸部のみならず内陸部を含めた村全体で稼ぐ観光の仕組みを構築し、道の駅たのはたを起点とした観光企画を実施することで交流人口拡大を図る。
- ④ SNS及び各種メディア等を通じて観光PRを積極的に行うことで、観光誘客を図る。
- ⑤ 村民一人ひとりが、郷土の魅力を知り愛着を持ちながら観光客との交流を図る「おもてなし観光」の取り組みに努める。
- ⑥ 国立公園エリアのみならず、それを取り巻く周辺環境の保全や維持への取組みと啓発活動を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	下閉伊北区域農用地総合整備事業 面整備 (負担金) A=74.3ha	森林総合研究所	
		農地改良事業	村	
	林業	公有林村営造林造成事業 保育除間伐 100ha	村	
		公有林村営造林造成事業 作業路作設 10,000m	村	
		田野畑村未来の森づくり造成事業 民間林の除間伐 100ha	村	
		北山森林公園及び村有林の保全管理事業 下刈、倒木除去、林内整理	村	
	水産業	藻場再生プロジェクト補助金 (種苗放流及び藻場再生等補助)	田野畑村漁業協同組合	
	(2) 漁港施設	平井賀地区地域水産物供給基盤整備事業 (羅賀地区) 沖防波堤 L=45m	村	
		平井賀漁港地区漁港環境整備事業 (平井賀地区)	村	
		平井賀漁港水産物供給基盤機能保全事業 (平井賀地区)	村	
		平井賀漁港施設機能強化事業	村	
		漁港機能増進事業	村	
	(3) 経営近代化施設 農業	長嶺牧野近代化事業	村	
	(4) 地場産業の振興 生産施設	長嶺牧野乳用牛育成施設改修事業	村	
		長嶺牧野車両購入事業	村	
	加工施設	堆肥処理施設附帯設備更新事業	村	
		畜産物加工施設改修事業	村	
	流通販売施設	道の駅たのはた整備事業	村	
	(9) 観光又はレクリ エーション	観光振興施設長寿命化修繕事業	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(10) 過疎地域持続発展特別事業 第一次産業	一次産業及び観光業担い手育成奨学制度事業	村	
		獣医師確保支援事業	村	
		第一次産業資材購入流通経費補助金	村	
		田野畑村農林漁業就業者支援事業	村	
	商工業・6次産業化	特産品創生補助金	村	
		田野畑村6次産業化推進事業費補助金	村	
		地域資源ブランド推進事業	推進協議会	
		起業化促進補助事業	村	
		地域の生業伝承推進事業	村	
	観光	体験観光交流促進事業	村	
		観光客誘致宣伝事業	村	
		観光サイン等整備事業	村	
	企業誘致	田野畑村起業家支援事業	村	
	その他	雇用促進奨励金	村	
	(11) その他	中小企業振興資金貸付事業 (預託金、利子補給補助金、信用保証料補給補助金)	村	
		観光振興企業経営改善事業補助金	村	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
田野畑村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) 及び (3) のとおり。

なお、産業の振興については、必要に応じて岩手県、近隣市町村及び関係機関と連携・協力し、より効果的な取り組みを推進する。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興に資する公共施設等については、長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに将来的な施設管理の形態について検討していく。また、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

大都市圏及び県央地区からの物理的な距離のハンディが村の発展を阻んできたことから、それを克服する高度情報化社会の構築は重要である。これまでの過疎対策において、ラジオ電波、携帯電話不感地域及びテレビ難視聴地域の解消等により情報格差の是正に努めてきたところであるが、ラジオ中継局とテレビ共聴施設においては老朽化が進んでおり、その対策が必要となっている。

光回線による超高速通信基盤整備については、採算性などの事情により民間事業者による村内全域への整備が見込めない状態にあったが、平成 28 年に国庫補助事業により全村への整備が完了し、同年にサービス提供を開始したところである。

今後においては、村の持つ魅力を国内はもとより全世界へ発信し、観光誘客の増加や村産品のインターネット販売、情報化を活用した起業の促進に努めるとともに、全世界からの情報をリアルタイムに取込み、地域の生活や文化水準の向上を図っていく必要がある。また、小中学校における ICT の活用など次世代を担う子供たちへの教育を通じた情報通信ネットワーク利用の促進により一層取り組んでいく必要がある。拡大する高齢化社会においては、自宅に居ながら保健・医療・福祉や生涯学習などの行政サービスが届き、逆に住民側からネットを通じて行政や政策への参画が図られる地域情報化を進めなければならない。

(2) その対策

- ① テレビ共聴施設の長寿命化等に係る支援を図る。
- ② ICTを活用した地域コミュニティの再生、防災対策の強化、保健・医療・福祉・教育の充実化、起業の促進、観光誘客、ネット販売等への活用を進め産業振興を図る。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域におけ る情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	田野畑村共聴施設等改修事業 補助金	テレビ組合	
	その他	ラジオ中継施設改修事業	村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	観光・防災Wi-Fiステーション運営事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本村の公共交通体系は、三陸鉄道と村が運行する総合バス（スクールバス兼用）によって形成されている。

三陸鉄道は第三セクター「三陸鉄道株式会社」によって運営され、本村には田野畑駅と島越駅の二つの駅があり、観光誘客の二次交通手段として観光や経済の振興、通勤・通学・通院・買物など村民生活の向上に大きな役割を果たしている。開業から数年間は沿線住民のマイレール意識の高まりなどにより会社の経営は好調に推移していたが、沿線市町村の人口の減少や自家用車の普及により利用者は減少し続けている。平成23年3月の東日本大震災による津波では鉄道設備が直接的な被害を受け島越駅も流失した。平成26年4月により全線復旧を果たし、同年は観光客の利用が急増したものの、令和元年台風19号による被害や新型コロナウイルス感染症の影響などにより厳しい経営環境が続いている。

村内の交通については、平成4年JRバスの全面廃止を受け、村直営の村民バスを運行し、村内のほぼ全集落をネットするバス交通体系を確立した。平成22年度から、村内6小学校の統合と中学校寄宿舎の閉寮を機に、小中学校の通学と高齢者の通院などのため総合バス運行を開始し、住民の日常生活の利便性確保のため、国からの補助金を活用した予約型乗合交通（デマンドタクシー）、田野畑駅並びに島越駅と観光地を結ぶ観光乗合タクシーの運行により利便性と運行コスト削減の両面に取り組んでいるが、既存の総合バスやデマンドタクシー等の運行を今後も継続していくためには多額の費用を要する。

鉄道・バス等の公共交通機関は、省エネルギー・地球温暖化防止とともに増え続ける高齢者の交通手段確保の観点からも重要な役割を担うことから、利用促進や運行形態の研究によるコスト対策を講じる必要がある。

道路体系は、村の中央部を南北に縦走する国道45号及び国道455号に連絡し県中央部とを結ぶ主要地方道岩泉平井賀普代線、県道田野畑岩泉線を幹線とし、これに連絡する村道によって道路網が形成されている。

国道45号については、令和3年4月にリニューアルオープンした「道の駅たのはた」が、円滑で安全な交通の確保と産業の活性化と交流による地域振興の拠点として機能することが期待される。また、平成18年に思案坂大橋、平成23年に岩泉道路（中野バイパス）、平成26年には尾肝要道路、令和2年に尾肝要普代道路と区間毎の開通が続いてきた仙台市から八戸市の三陸沿岸を貫く高規格道路については、令和3年7月に残る田野畑道路区間が開通し、広域生活圈である宮古市及び久慈市への自家用車での移動時間は約40分となった。同自動車道の全線開通により、これまで交通の難所であった急勾配急カーブ区間の不安解消や大規模病院への救急搬送時間の短縮が図られた。

また、津波被災を受けた、主要地方道岩泉平井賀普代線の沿岸域の一時的な復旧は図られた

が、津波からの安全対策については今後整備の予定であり、本村から国道455号を經由し県都である盛岡市へは未だ2時間を要する状況にある。

農道については、広域農道が平成22年5月に一部供用が開始、その後も整備が進み、内陸部の交通事情改善による農産物の流通促進や地域振興への効果が期待できる。

村道は村中央部と村内全域を網羅し、各集落と村の中心部を約30分以内で結んでいる。村道整備に関するこれまでの過疎対策の実績は高く評価され、集落間の連絡、救急消防活動や産業振興に大きな効果を上げている。また、東日本大震災においては津波被災エリアからの避難路や孤立した集落への直接的な救援や物資搬送等の支援ルートとなり、その重要性が認識されている。今後の村道の整備に当たっては、地域住民の日々の生活を支える基盤として、利便性と安全性を求めるとともに、冬期間の除雪作業や凍結防止など交通の安全確保を図りつつ、自然との調和や景観等の快適性などにも配慮しながら、その長寿命化を図る改良や維持に努めていかなければならない。

(2) その対策

- ① 三陸鉄道については、岩手県及び関係市町村と連携し、設備整備・収入確保・経費抑制に係る効果的な対策を講じて経営基盤の強化を図るとともに、村内においてはマイレール運動や村内の交通体系や観光施設との連携による利用促進対策を講じる。
- ② 総合バスについては、通学と通院に重点を置いた運行形態と予約型乗合交通の併用を維持し、児童数の減少状況や今後の住民ニーズを把握しつつ、必要経費とのバランスを図りながら運行していく。観光乗合タクシーについては三陸鉄道とのアクセス改善を図っていく。
- ③ 村道、農道、林道については各々の機能を十分調整し、国県の補助事業及び県代行事業などを積極的に導入して安全性の向上や長寿命化を含めた整備を図っていく。周囲の自然環境との調和はもちろん、住民生活との係わりや高齢化社会・交通弱者への配慮を怠ることなく、常に住民のニーズを把握し、優先順位を判断した効果的な整備を図っていく。また、東日本大震災からの教訓を生かし、道路施設の強靱化や津波等によって孤立する集落が出ない道路網の整備を推進していくものとする。
- ④ 冬期間における幼児・児童・生徒の通園通学、高齢者等の通院・買物など、交通弱者に対する安全と安心の確保を最優先に除雪作業及び凍結路対策を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路	社会資本整備総合交付金事業 村道十文字線 村道島越線 村道鉄山線 村道根盛線 災害防除事業 村道目名線外 舗装補修事業 他	村	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業(トンネルを含む)	村	
	(3) 林道	森林管理道平波沢線 林道整備 L=5, 200m	村	
	(6) 自動車等 自動車	総合バス車両更新事業 総合バス更新	村	
	(9) 過疎地域持続的発 展特別事業 公共交通	予約制乗合及び観光乗合交通運行事業	村	
	その他	三陸鉄道運営・設備維持事業	三陸鉄道	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路・橋りょう等については、田野畑村橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するとともに、長期的な視点をもって、定期点検による道路・橋りょう等の状態の把握、予防的な修繕及び計画的な架け替えなどを着実に進め、費用の軽減を図っていく。また、利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な道路・橋りょう等の整備を図っていく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

村民生活に欠くことのできない水は、社会活動、生産活動そして火災時の消防活動などの広い分野で重要な役割を果たしている。

本村には簡易水道施設が6地区（経営は平成28年3月に6地区を一つにソフト統合済）に設置されているが、上流域の森林の伐採等の自然環境の変化により必ずしも水源が安定しているとはいえないことから、安全で安心な水道水の安定的な確保のための努力が必要である。加えて既存施設が老朽化していることから、ソフト統合化した翌年度の平成28年度から管路・浄水場・配水池・ポンプ場等の耐震化を兼ねた更新整備とクラウドを用いた水道施設の監視体制の構築を進め効率的な維持管理性と給水能力の向上を図ることとしている。

イ 下水道施設

下水道施設が整備されているのは、漁業集落環境整備事業による島越地区、羅賀地区及び切牛地区、特定環境保全公共下水道事業による村中央部である。

未整備地区における整備は、整備コストとの関係から、合併処理浄化槽等の個別処理施設の整備を促進していく必要がある。

今後、老朽化を迎える下水道施設においては令和6年度からストックマネジメント事業に着手し、機能保全を図る予定としている。

ウ ごみ処理

本村では、豊かな自然環境を保全し、その資源を後世に継承していくため、村独自の環境条例「田野畑村環境の保全及び創造に関する基本条例」を平成16年に制定した。ごみ処理については「田野畑村総合計画」に基づき、ごみの減量化や資源の循環利用、ごみの適正な処理についての取組みを推進しているところである。

近年の生活様式の高度化・多様化、産業活動の伸展等物質的に豊かな生活は、同時に廃棄物の発生量を年々増大させ、その内容も多種多様なものに変化させている。

村内のごみは、宮古地区広域行政組合で収集業者に委託し巡回収集及び最終処分を実施しており、村民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は、岩手県や宮古地区広域市町村の平均値を下回っているものの、更なる排出抑制によるごみの減量化が必要である。

今後においても、ごみの不法投棄や空き缶の投げ捨てなどを防止する一方、ごみ減量化への意識啓発にも取り組んでいく必要がある。

また、宮古地区広域行政組合において管理運営する廃棄物処理施設等が老朽化していることから、関係市町村と調整を図り計画的な施設の更新や長寿命化を図る必要がある。

エ し尿処理

し尿処理は、業者が中間槽まで運搬し宮古地区広域行政組合で処理しており、村内での収集能力は各戸の需要に十分に应えられる状況にある。

今後においては、漁業集落排水処理施設や公共下水道の整備が進み、各家庭での水洗化普及が進むものと思われることから、需要動向に配慮しつつ収集業者に対し適正な指導助言を行い、衛生的処理の推進を図っていく必要がある。

オ 消防・防災

消防行政は、宮古地区広域行政組合により広域的な常備消防体制をとるとともに、非常備消防組織として4個分団による消防団が組織されている。

消防施設、設備については、計画的な更新整備に努めているが、防火水槽等の消防水利の充足率が低い地域があるほか、老朽化による消防屯所の整備が必要な箇所があることから、今後も基準に沿った施設・資機材の更新、充実を図る必要がある。

常備消防は、増加する救急活動と救急業務の高度化、消防要員の確保のための常備消防職員体制の充実が望まれるところである。

非常備消防組織である消防団は、人口減少と高齢化が進み、団員の確保に苦慮している状況にある。地域防災力を向上させるために、地域の安全・安心の担い手である消防団員の確保と育成強化を進める必要がある。

災害は、いつ、どのような状態で発生するか予測が困難であるが、明治29年と昭和8年の三陸大津波、平成23年の東日本大震災津波の災害で甚大な被害を受けた本村では、地理的な条件から、これら自然災害への防備が生活の安全確保のうえで基本的な課題である。これまでの経験をふまえ、避難路や避難施設の検討・整備を進めるとともに、有事に対処する避難誘導、情報収集・伝達体制の整備等、村民や観光客等の安全な避難誘導対策を推進する必要がある。また、災害発生時に自衛隊や電力会社等の救援部隊、ボランティア等を受け入れるための受援施設の整備が必要となっている。

本村は急峻な地形が多く、土砂災害危険箇所が多数存在する。治山、治水、砂防事業等を実施するとともに、ハザードマップ等を活用した危険箇所の周知と防災意識の啓発を図り、災害に強い村づくりを進めなければならない。

カ 住宅

平成28年6月に制定された住生活基本法により、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民住生活の「質」の向上を図ることが方向づけられた。現在、社会的問題として低額所得者や生活保護受給者の増加が深刻化する中で、特に収入源の乏しい高齢者世帯や単身高齢者を中心に需要が高まっていることから、公営住宅等が担う「住宅弱者を救済するためのセーフティネット機能」の中核としての役割は一層重要なものと

なっている。

このような中、田野畑村では昭和 50～60 年代に供用された公営住宅等が更新の時期を迎えている。一方、東日本大震災では村内沿岸部の住宅が流失、損壊したことから、災害公営住宅の整備が行われた。

今後は限られた財政の中で公営住宅等のセーフティネットとしての役割を維持するとともに、災害公営住宅を含めた総合的な住宅管理を行い、継続して安全な住宅を供給することが課題となっている。そのため、老朽化した多くの公営住宅等ストックの効率的かつ円滑な更新を実現するうえで、予防保全的な観点から長寿命化を図り、既存のストックを有効に活用しながら安全な住宅を供給することが求められている。

また、高齢化等の対策として一般住宅のバリアフリー化及び定住対策としての住宅整備等の対策が求められている。

(2) その対策

ア 水道施設

- ① 施設の老朽化に対処するため、各種補助事業の導入により水道施設の耐震化・長寿命化の推進を図る。

イ 下水道施設

- ① 散居集落については引き続き合併処理浄化槽の整備を推進する。
- ② 施設の老朽化に対処するため、各種補助事業の導入により施設の長寿命化を図る。

ウ ごみ処理

- ① 循環型社会に向けた村民や団体の活動を促がすとともに必要な支援を講じる。
- ② マイバック運動や過剰な包装の抑制など、家庭や事業者が一体となったごみの減量化を図る。
- ③ 家庭ごみの分別収集・リサイクル資源の回収の徹底を図る。
- ④ ごみのポイ捨て、山や川への不法投棄の防止に向けた啓発活動、村内一斉清掃の継続的な実施をする。
- ⑤ 宮古地区広域行政組合において管理運営する廃棄物処理施設等が老朽化しており、同組合及び関係市町村と調整を図り計画的な施設の更新や長寿命化を図る。

エ し尿処理

- ① 今後の需要動向を注視し、収集業者への指導助言を行い、適正な衛生的処理の推進を図る。

オ 消防・防災

- ① 田野畑村地域防災計画に基づいて、消防車両及び機械装備の更新整備を図るとともに、道路整備や水道整備と合わせて消火栓等の消防水利の整備を図り、総合的な消防力の充実に努める。
- ② 非常備消防組織である消防団との連携により効率的な消防活動を促進するとともに、広報活動等を展開することにより新規消防団員の確保に努める。
- ③ 消防防災の活動拠点である消防屯所の改築に努め、消防団員が待機・休憩できる環境を整備する。
- ④ 避難路、避難場所、避難所の確保及び整備を推進するなど避難対策を強化する。
- ⑤ 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携により災害に強い地域コミュニティの育成・強化を図る。
- ⑥ 火災予防査察や広報活動等により村民の防火意識の高揚を図る。
- ⑦ 災害発生時における避難者の非常食糧等を備蓄するとともに、応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努める。
- ⑧ 火災や津波、河川の氾濫、土砂災害など有事に対処するための総合防災訓練を実施する。

カ 住宅

- ① 低額所得者、高齢者、被災者等が安心して生活できる村営住宅及び災害公営住宅の適切な維持管理に努める。また、需要動向を把握しながら村営住宅の建替えや改修を行なう。なお、建設に当たっては、環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の形成を図る。
- ② 勤労者、子供を育成する家庭等の居住の安定の確保を図ることを旨とし、既存住宅の建替えや改修を行い定住対策としての住宅整備に努める。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設耐震化改良事業（机地区）	村	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道ストックマネジメント事業	村	
	農村集落排水施設	漁業集落排水施設機能保全事業	村	
	その他	合併処理浄化槽設置整備補助事業 通常分7人槽35基、（年@7基）	村	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	最終処分場施設整備事業	宮古地区広域行政組合	
	(5) 消防施設	消防自動車整備事業 消防ポンプ自動車 1台	村	
		防火水槽等整備事業 防火水槽4基、消火栓2基	村	
		消防屯所整備事業 1施設	村	
		高規格救急車整備事業 1台	宮古地区広域行政組合	
		中央防災センター改修事業	宮古地区広域行政組合	
	(6) 公営住宅	村営住宅建替事業 4戸（設計監理、住宅建設、既存住宅解体、 造成・外構等）	村	
		村営住宅改善事業 10戸（設計監理、住宅改修）	村	
		定住促進住宅整備事業 西和野1戸・菅窪12戸（設計監理、住宅建 設、既存住宅解体、造成・外構等）	村	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活	木造住宅耐震補強工事助成事業	村	
	(8) その他	日本一きれいな村づくり推進事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

水道施設、下水処理施設、消防・防災施設、公営住宅等の公共施設等については、社会生活、経済活動、防災の面でも重要なインフラであることから、将来の人口推計に基づいた規模などを十分に検討した上で、長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 少子化対策及び児童福祉

女性の社会進出や核家族化が進むなど、近年の社会情勢の変化に伴い、出産と子育て環境は大きく変化してきた。本村では、出産年齢の女性の人口が減少傾向にあることから、少子化は今後も進行していくものと考えられる。

現在、少子化対策として不妊に悩む夫婦の不妊治療費への助成による経済的な支援を行っているが、このほかにも結婚対策から出産後の育児までの多様な支援策が必要である。

本村の地理的特徴から乳幼児を持つ親が広い地域に散在しており、身近に相談相手を見つけるのが難しい環境である。

地域の現状に適した子供の健やかな成長のためには、安心して子育てができる環境や地域づくり、仲間づくりなどの育児サポート体制を確立する必要がある。

児童福祉施設は、村内に保育園と児童館が各1か所あり、今後も核家族化や共稼ぎが一層進む状況の中で、施設の運営面での配慮による育児支援対策や就学前教育機能の強化と充実を図り、恵まれた自然環境の中で「田野畑の子」らしいたくましさや創造性豊かな情操のかん養に努めなければならない。また自治会活動、子ども会活動、社会福祉関係事業との相互交流、連携によって、地域の世代間の交流を図り、地域や村全体で子育てを行う気運の醸成を図り、児童の健全な育成に努めなければならない。

イ 高齢者福祉

本村では、高齢者等の保健及び福祉については、保健・医療・福祉施設を同一エリア内に設置し、村民の健康や福祉の要請に密着した有機的な連携により総合的なサービスを提供する体制をとっている。

令和2年には高齢化率（65歳以上）も41%を越え、今後も高齢者数は増加の一途をたどることが見込まれており、高齢者福祉対策は一層重要となることから、これら保健・医療・福祉施設を有効に活用した事業の充実が望まれる。そのため、高齢者福祉事業が村民に分かりやすく、利用しやすいサービスとなるよう十分な説明や相談、苦情へのきめ細かな対応が一層必要である。また、高齢者福祉は、保健や医療と切り離すことはできず、特に老化による健康障害や機能障害がある場合などは多様な分野の総合支援を必要とし、保健・医療・福祉の緻密なネットワークは欠かせない状況にある。

ウ 障がい者福祉

障がい者の高齢化が進むとともに、障がいの重複や介護者の高齢化が進んでいる状況にある。障がい者が社会の一員として持てる能力を十分に発揮しながら自立した生活を営むためには、障がい福祉サービス等の支援はもちろん、住民の障がいに対する正しい理解が必要である。

今後は、障がいについての正しい知識の普及のための広報活動を行い、「共に生きる」という意識の向上につなげ、障がいは一部の家族の問題ではなく社会全体の課題であるという認識を広げる必要がある。

エ 母子福祉

本村では母と子の生活の安定を図るため、医療費の一部負担金の給付や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等を行っている。母子世帯は、就労困難などによる経済的な問題、家事や子供の養育問題など、多くの課題を抱えていることが多く、これに対応するため関係機関との連携のもとに、母子・父子・寡婦世帯の生活、就労、児童養育等に関する相談支援体制を強化する必要がある。

オ 民間福祉活動

本村の福祉団体は、社会福祉法人田野畑村社会福祉協議会をはじめ、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会などがある。これらの団体は、それぞれの目的に沿って、生活の向上、福祉の増進、ボランティア活動の推進等、広範な活動を行っている。

少子高齢化の一層の進展や社会経済情勢の変化に伴い福祉の需要も多様化し、これら民間福祉活動もその重要性を増して来ている。今後においても、各福祉団体と連携を図りながら村の福祉の向上に努めなければならない。

(2) その対策

ア 少子化対策及び児童福祉

- ① 待機児童が発生しないよう、育児支援体制の充実を図る。
- ② 子育て支援センターで子育て相談や交流の場の提供などを実施する。
- ③ 0歳から高校生までの医療費の無料化を継続する。
- ④ 児童虐待の早期発見や支援が必要な家庭への相談対応、再発防止など、関係機関と連携して取り組む。
- ⑤ 男女共同参画計画を推進し、男女共に子育てに参加する意識を醸成する。

イ 高齢者福祉

- ① 各地区での「はつらつ教室」への開催支援や、保健センター運動療法室の活用促進による健康づくりを推進する。
- ② 高齢者の就労機会等を確保するため、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の「生きがいづくり」を推進する。
- ③ 国保総合保健施設を拠点として、利用者の意思を尊重し、希望に添った福祉サービスが提供できるような地域包括ケアシステムの構築を図る。

- ④ 保健・医療・福祉ネットワークの一層の充実を図る。

ウ 障がい者福祉

- ① 障がい者に対する理解を深めるための啓蒙活動に取り組む。
- ② 障がい者の自立した生活の確保と社会参加を促進するため、障がい福祉サービスの提供を行う。
- ③ 自立支援医療や重度心身障がい者医療費助成など各種助成事業を実施する。

エ 母子福祉

- ① 母子・父子・寡婦福祉資金制度等を活用し、生活の安定と子どもの福祉向上を図る。
- ② 医療費助成制度を活用し、適正な医療の確保と経済的安定を図る。

オ 民間福祉活動

- ① 各福祉団体と連携を図り、その機能や運営力の強化を支援することで福祉の向上を図る。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(1) 児童福祉施設 障がい児入所施設	社会福祉施設整備事業	沿岸知的障害 児施設組合	
	(2) 認定こども園	施設改修事業	村	
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉	児童等医療費扶助事業	村	
		各種予防接種事業	村	
	高齢者・障がい者福祉	緊急通報システム設置等事業	村	
	健康づくり	インフルエンザ予防対策事業	村	
	その他	特定不妊治療費助成事業	村	
	(9) その他	高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり 推進事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て支援施設、保健・福祉系施設の公共施設等については、将来の人口推計に基づいた規模などを十分に検討した上で、長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに将来的な施設管理の形態について検討していく。また、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本村の医療体制の現状は、国保診療所において、医師1人体制による外来・訪問診療のほかに母子・児童生徒・老人保健関係の検診、各種予防接種や国保保健事業、介護福祉施設の嘱託医など、保健福祉事業を含む幅広い活動が行なわれている。また、歯科診療所についても同様に歯科医師1人体制で外来・訪問診療、母子・学校・成人・高齢者の歯科保健事業など、いずれも医療から保健事業まで含めた地域医療体制によるサービスが行われている。

民間医療機関については、歯科医院が1施設あり、外来診療を実施している。

現在、本村は超高齢社会を迎え、後期高齢者や要援護老人の増加に対応し、医療サービスと介護保険サービスの連動や利用者個々の希望に添ったきめ細かなサービス提供が要請されている。

また、高齢に伴う専門科目の診療希望も多く、これら村民の希望に対応した医療サービスの充実を図るための県立病院等の中核医療機関との病診連携の強化のほか、在宅要援護者に対する在宅医療の積極的な提供など、時代の要請に応じた対応が迫られている。

(2) その対策

- ① 保健、福祉事業の一部も含めた包括的な地域医療体制の充実を図る。
- ② 近隣の中核病院との医療ネットワークの活用による広域医療体制の確立を推進する。
- ③ 高齢者に対する訪問診療や訪問看護、訪問歯科診療等により、在宅医療や看護サービスを行ない、要援護高齢者が安心して在宅で生活できるための支援をする。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

高齢化が進展する中で、国保診療所等の医療施設は、住民の安全安心を守る重要な公共施設である。今後も長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、施設保有コストの削減に努めながら、更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、地域医療を安定かつ継続的に提供できる体制の充実に取り組む。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 就学前教育

本村における就学前教育は、3歳児から5歳児について、たのはた児童館と若桐保育園の保育活動の中で、小学校への入学に備えて教育面にも配慮した運営がなされているほか、生涯学習の一環としての家庭教育学級において、親子を対象とした教育活動が行われている。義務教育等学校教育が人格の完成を目指す基礎教育であるとすれば、就学前教育はその基礎となる心身の望ましい発達を方向づけする極めて重要な分野であることから、その充実が望まれている。

少子化が進む中で児童の社会性を育てるために、村内6か所にあったへき地保育所と児童館の再編により児童館と保育所を各1か所とし、児童の交流の促進を図りつつ、学校教育との幼小連携を重視し、中学生、高齢者など各年代との幅広い交流の機会の創出に努めている。

また、児童の減少や核家族化、共働き世帯の増加にともない、保護者同士で子育てについて相談できる機会が少なくなっていることなどから、子育て支援センターを設置して保護者同士の交流機会を提供しているが、今後は家庭教育学級などの生涯学習を一層充実させ、家庭や地域の教育力の向上を図っていかねばならない。

イ 学校教育

学校教育は、生涯学習社会に位置づけられている一つの学習過程であり、人間として生きる上での基礎的、基本的な、知、徳、体のバランスのとれた学習を行う場である。

教育基本法や学習指導要領を踏まえ、変化の激しい今日の社会に主体的に対応できる人間の育成を目指し、生涯にわたって自ら学ぶ意欲や態度を育て、自分で課題を見つけ主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決することのできる、心身ともに調和の取れた児童・生徒の育成を図ることを目標として取り組んでいる。

また、小中連携（一貫）教育を進めるとともに、東日本大震災後の対応として例年と同じ教育活動が行えるよう配慮しつつ、心のケアや内外からの支援に対する感謝の気持ちをよりどころに子供たちの心や体の健康を維持するように努めている。今後も保護者、地域、並びに小中学校が連携した教育活動の充実に努めなければならない。

ウ 社会教育

社会教育は村民一人ひとりに生きがいのある人生を送るための自己実現の機会を設けるとともに、自分たちの地域の活性化に取り組めるよう支援するものでなければならない。

本村では、郷土愛と連帯意識に基づく豊かな人間性と創造性に富み、逆境をも主体的に克服していくたくましい村民像を期待しながら、アズビィ楽習センターを建設し、田野畑村生涯学習推進計画・「アズビィプラン21」を策定するなど生涯学習体系の整備充実を努めてきたとこ

ろである。

近年、社会の進展に伴い多様化、高度化した学習要求が高まってきている一方で、青少年は自然とのふれあい、仲間と切磋琢磨し、情操を豊かにするなどの機会が少なくなっており、また青年層においては、個人志向や個人生活重視の傾向が顕著になり、地域への帰属意識や忍耐力、自立心、社会性の欠如が依然として指摘されている。

また、成人においても一部のサークルなどでは活発な活動がみられるものの、全般的に心と時間に「ゆとり」が不足しているとともに、住民の自発的な学習活動には至らず、行政が主体となって生涯学習事業が推進されている状況にある。

このような背景から、今後においても、村民の多様な学習要求に応え、生涯学習として各領域にわたる対応と生涯学習の推進の中核となるアズビィ楽習センターを拠点として、各施設のネットワーク化を進めるほか、社会教育に関する人的体制を充実する必要がある。

さらに、村民の国内外における自主研修を助長するため、魅力ある生涯学習事業と村民研修基金を活用した村づくり研修事業の一層の推進を図る必要がある。

エ 社会体育

健康で文化的な生活を営むうえで、社会体育の果たす役割は欠くことのできないものである。

また、スポーツは体力、健康の保持、増進を促すのみでなく規律を養い、さわやかなコミュニケーションの場として村民の健全な余暇活動を補うものである。

このような観点に立ってこれまで社会体育事業を推進し、施設の利用促進を図ってきた結果、村中央部のアズビィ体育館や夏場の村営野球場についてはほぼ毎日利用されている。

しかし、その他の公共体育施設は、狭小であることや指導者不足から利用者が少ないのが現状である。

今後は各年代層、性別、体力、運動能力に応じた多様なニーズに対応できるプログラムの設定や新しい種目の開発、普及などにより活動機会の拡大に努め、運動の楽しさや自ら鍛えることの大切さなど生涯スポーツの必要性を啓蒙していく必要がある。特に、高齢者の健康・体力維持増進に向けた軽スポーツの普及拡大が求められている。

また、体育・スポーツ指導員の養成と活用を図るとともに、雨天や冬季にも利用できるスポーツ施設の整備など計画的に推進していかなければならない。各地域や職場においても手軽に参加できる日常的行事や教室を開催する一方、運動に無関心な人々に対し意識の高揚を図るため、啓発的行事を数多く開催し、地域住民の参加を積極的に呼びかける必要がある。

(2) その対策

ア 就学前教育

- ① 児童館・保育所間の交流連携、学校教育との幼小連携を促進し、就学前教育の充実を図る。
- ② 中高生、高齢者など各年代との幅広い交流機会の創出を図る。

- ③ 家庭教育学級など生涯学習の充実を図る。

イ 学校教育

- ① 一村一小中学校であることから、小中学校の連携強化による一貫した教育方針で児童生徒の育成を図る。
- ② 地域社会の協力を得ながら、地域に根ざした教育活動に取り組む。
- ③ 「生きる力」をはぐくむ各種体験学習の導入を図る。
- ④ 児童生徒の「心の教育」「心のケア」に努める。
- ⑤ 学校施設や設備、教材、教具の充実を図る。

ウ 社会教育

- ① アズビィ楽習センターを拠点として、田野畑村生涯学習推進計画・「アズビィプラン21」を更新し、着実に実施する。
- ② 村民研修基金の活用による、村民の自主企画による国内外での村づくり研修事業の一層の推進を図る。
- ③ コミュニティ活動や公民館活動の拠点となる集会施設整備を支援する。
- ④ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を軸とし、地域学校協働本部事業も含めた教育振興運動の再構築を行い、地域の教育力の増進に努め、健全な児童生徒の育成に努める。

エ 社会体育

- ① 体育館等スポーツ施設の充実や村民プールの設置を図る。
- ② 生涯スポーツの普及と推進体制の整備を図る。

(3) 計画
事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 水泳プール	小学校水泳プール整備事業 設計監理/プール及び上屋整備	村	
	教職員住宅	教員住宅改修事業	村	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	アズビィホール(緑地等管理中央センター) 改修事業 暖房設備、屋根等	村	
		地区集会施設整備事業 1地区1棟分	村	
	体育施設	アズビィ(村民)体育館大規模改修事業 鉄骨、屋根、外壁、内壁、設備等	村	
		村民プール建設事業 設計監理/プール及び上屋整備	村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	村民研修基金研修事業 少年交流体験(友好都市児童交流、 中学生米国派遣研修、希望塾)他	村	
		放課後児童クラブ運営事業	社会福祉協議会	
	(5) その他	生涯学習推進事業 生涯学習推進計画に基づく学習プログラムの展開	村	
		育英奨学資金貸付事業 育英奨学資金貸付金	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育関連施設、社会教育関連施設、集会施設、体育施設等の公共施設等については、将来の人口推計に基づいた規模などを十分に検討した上で、長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに、将来的な施設管理の形態について検討していく。また、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村の集落の形態は、6つの基礎生活圏、23の自然集落で構成されるが、村特有の地形的条件から各集落は距離的に散在している。そのほとんどが100戸未満の小集落であり、世帯数及び人口は減少の一途をたどっている。集落の散在と少子高齢化は、通院や通学等の日常生活の不便さに加え、集会所等の管理や維持に支障が出ているほか、ハードやソフト面での経済的投資効果の脆弱化が進み村勢全般の障害となっている。

これら過疎の典型的な現状と課題を克服しその進行を防ぐため、過疎地域対策関係法等による地域指定と各種施策を計画的に推進するとともに、各自治会や住民との対話を基本に、解決のための対策を講じてきた。結果、道路網の整備や自家用車の普及、全村を網羅する総合バスの運行により集落間の時間距離が短縮され、基礎生活圏における日常の教育文化活動の振興、経済活動や医療、福祉の面で集落の受益は徐々に充実してきている。

しかし、少子高齢化や人口減少によりコミュニティ活動の展開に支障がでてきている地域もあり、将来的な行政区のあり方については、地域の意向を踏まえ検討していく必要がある。

(2) その対策

- ① 地域リーダーを養成し、コミュニティ活動の活発化を図る。
- ② 自治協議会等による「地域づくり計画」の策定と実践への支援を行う。
- ③ 集会所や公園など公共施設の計画的な整備や維持更新を図る。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的发展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業 集落整備	地域づくり交付金事業（結いの除雪分）	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

各集落の集会所等の公共施設等については、地域住民同士のコミュニティ形成や地域づくりに興味を持つ外部人材とのネットワークづくりに不可欠な施設である一方、世帯数・人口は減少の一途をたどっていることから、将来の人口推計に基づいた規模などを十分に検討した上で、長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく必要がある。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

芸術文化を振興させるためには、青少年期に優れた芸術文化に数多く接することが大切である。このことから本村では、青少年劇場の開催、青少年舞台芸術ふれあい事業の実施や村民文化展・県の移動美術展の開催などによってその機会をつくるとともに、村に伝わる伝承芸能の保存育成と各種文化団体の育成強化に努めているところである。

今後、芸術文化活動をさらに活発化するためには、村民の文化意識を高め、先人の築きあげてきた民俗文化の掘り起こしや地域伝統文化の継承に努めなければならない。このため、芸術文化協会の活動を助長するとともに、大宮神楽や菅窪鹿踊、甲地鹿踊などの郷土芸能を保存・育成するため、その後継者を育成し、郷土文化の発表の場を増やし村民の郷土に対する理解を深め、村民の創造的文化活動を助長育成する必要がある。

また、民俗資料・文化財を適切に保存活用するため、民俗資料館の展示内容の充実を図るとともに、効率的な運営・活動体制の整備充実を図らなければならない。

さらに、白亜紀化石層やチョウセンアカシジミ等の天然記念物の保護管理体制を強化するとともに、館石野Ⅰ遺跡等歴史上・学術上価値の高い文化財の保存に努め、観光や郷土学習等に効果的な活用を図らなければならない。

(2) その対策

- ① 民俗資料館の収蔵資料や展示内容の充実を図る。
- ② 館石野列石遺構の調査及び郷土学習等効果的活用を図る。
- ③ 既存の公共施設を有効利用し、文化財の保存に努める。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振 興等	(3) その他	民俗資料館史料整備事業 資料調査・整理、展示物等整備	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興施設等については、適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、民俗資料館等の公共施設等の活用と最適な管理運営を図っていく。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

石油や石炭などの化石燃料は、現在私たちの生活になくてはならないエネルギーだが、大量消費による枯渇の懸念や、地球温暖化が進行する原因となるため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を進める必要がある。また、本村においては東日本大震災により長期間にわたり停電になったことから、非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの構築が求められている。

しかし、村内における再生可能エネルギーの普及は進んでいるとは言えず、依然として従来の電力供給システムや化石燃料等の枯渇型エネルギーに頼っている状況である。

効率的で環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向け、再生可能エネルギーの普及、エネルギー自給率の向上および村民の環境に対する意識の高揚を図らなければならない。

(2) その対策

- ① 公共施設における再生可能エネルギーの積極的利用を推進する。
- ② 住宅・事業所への再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギー自給率の向上を図る。
- ③ 住宅における再生可能エネルギー設備設置費用の補助制度により導入経費を支援する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用 の推進	(3) その他	住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

「参加・協働・創造」による村づくりの推進

本村では、これまでの過疎地域対策関係法に基づく過疎対策などによって生活基盤である公共施設等の整備が進み、体験型観光など地域資源を活用した産業振興施策の推進や都市等との地域間交流の促進など、村勢発展の歩みを続けてきた。しかしながら、これまでの取り組みは行政主導により推進されてきた感は否めない。

本来、村づくりは、地域住民が主体となって取り組むことが基本であり、住民参加を村づくりの根底に据え、住民・各種団体や組織・行政がそれぞれの役割を分担しつつ、互いに協力し合い行動を起こし、新たな価値を創造していく「参加・協働・創造」による村づくりを推進する必要がある。

(2) その対策

「参加・協働・創造」による村づくりの推進

- ① 地域住民と行政との役割分担を明確にし、地域でできることは地域での対応を進め、住民総参加による活力と特色のある自主的な地域づくりの推進活動を支援する。
- ② 地域で解決できない課題に対して、地域と行政とが協働で行う地域づくりを推進するため、地域担当職員や行政職員の随時派遣を行う。
- ③ 村民懇談会の開催や各種計画の策定に係る住民参加、ホームページや広報によるわかりやすい情報提供など開かれた行政を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	(1) 過疎地域持続 的発展特別事業	住民自治活動確立支援事業 協働による地域づくり推進事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地位間交流の促進、人材育成	移住・定住	移住定住促進住環境 整備支援事業 補助金	村	移住や定住による人口増加を促進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
		たのはた居住体験事業 補助金	村	同上
	地域間交流	教育旅行誘致支援事業 補助金	村	教育旅行を村に誘致し、村の観光振興及び経済の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
2 産業の振興	第1次産業	一次産業及び観光業担 い手育成奨学制度	村	一次産業及び観光業担い手を育成し、地域産業の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
		獣医師確保支援事業	村	獣医師の確保により畜産経営基盤が強化されるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
		第一次産業資材購入流 通経費補助	村	第一次産業の経営体に対し資材購入費等を補助することにより事業継続を支援するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
		田野畑村農林漁業就業 者支援事業	村	第一次産業の新規就業者を支援・育成し地域産業の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
	商工業・6次産業化	特産品創生補助金	村	商品開発や販路開拓などにより地域産業・経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
		田野畑村6次産業化推進 事業費補助金	村	同上
		地域資源ブランド推進 事業	推進協議会	同上
		起業化促進補助事業	村	地域産業の振興と雇用機会の拡大を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
		地域の生業伝承推進事 業	村	事業継承や担い手育成により地域産業の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	観光	体験観光交流促事業	村	観光誘客の拡大により、観光振興及び経済の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである図る
		観光客誘致宣伝事業	村	同上
		観光サイン等整備事業	村	観光客の利便性及び満足度の向上を図ることで、観光誘客の拡大が期待されものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである図る
	企業誘致	田野畑村起業家支援事業	村	村で新たに新規起業する者を支援することにより、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
	その他	雇用促進奨励金	村	事業者を支援することにより産業振興と雇用機会の拡大に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
3 地域における 情報化	その他	観光・防災Wi-Fiステーション運営事業	村	観光客の満足度向上により観光資源の活性化を図るほか、地域住民の避難行動、避難所での情報支援を行い防災・減災に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	予約制乗合及び観光乗合交通運行事業	村	交通手段を確保することで交通弱者の解消、観光誘客及び生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
	その他	三陸鉄道運営・設備維持事業	三陸鉄道	観光・経済の振興、通勤・通学・通院・買物などの住民生活が向上し、将来的に観光誘客、交通弱者の解消及び生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
5 生活環境の整備	生活	木造住宅耐震補強工事助成事業	村	住宅の耐震化の促進を図り、将来にわたって安全かつ安心な住まいづくりとまちづくりに資するものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	児童等医療費扶助事業	村	子育て世帯の負担軽減を図るとともに、より安心して医療を受けることができる体制を整えることにより、児童等の健全育成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	児童福祉	各種予防接種事業	村	子育て世帯の負担軽減及び児童等の健全育成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
	高齢者・障害者 福祉	緊急通報システム設置 等事業	村	高齢者の社会的孤立の解消し、住民福祉の向上に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
	健康づくり	インフルエンザ予防対 策事業	村	世帯の負担軽減を図るとともに、将来にわたって村民が安心して暮らせる環境を整えるものである
	その他	特定不妊治療費助成事 業	村	少子化対策として不妊に悩む夫婦へ不妊治療費を助成し経済的な支援を行うものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
8 教育の振興	その他	村民研修基金研修事業 少年交流体験(友好都市 児童交流、中学生米国派 遣研修、希望塾)他	村	交流人口及び関係人口の増加を図るほか、児童生徒の学力向上、地域の教育力の増進に努め、児童生徒の健全育成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
		放課後児童クラブ運営 事業	社会福祉協 議会	共働き家庭等の小学生に遊びや生活の場を提供し保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
9 集落の整備	集落整備	結の村づくり交付金事 業(結いの除雪分)	村	自治会等が主体となって高齢・障がい者世帯等の除雪を行う際の費用を一部負担することによりコミュニティ活動の促進及び住民福祉の向上に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである
12 その他地域の 自立促進に関し 必要な事項		住民自治活動確立支援 事業 協働による地域づくり 推進事業	村	住民と行政との役割分担と協働により自立した住民自治活動の確立を支援することで、村政の円滑な運営を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである